

(第一類 第二号)

衆第一百八十三回国会 議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第九号

平成二十五年四月十八日(木曜日)
午前九時三分開議

出席委員

委員長 保岡 興治君

理事 石原 宏高君

理事 原田 義昭君

理事 ふくだ峰之君

理事 安藤 裕君

理事 石川 昭政君

理事 大塚 拓君

理事 今野 智博君

助田 重義君

高橋ひなこ君

長坂 康正君

宮内 秀樹君

武藤 貴也君

吉川 趙君

輿水 恵一君

新藤 義孝君

田所 嘉徳君

中村 裕之君

鳩山 邦夫君

宮川 典子君

國重 徹君

白須賀貴樹君

米田耕一郎君

岩尾 隆君

委員の異動
同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

井上 義久君

輿水 恵一君

補欠選任

武藤 貴也君

小松 裕君

武藤 貴也君

藤井比早之君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

小松 裕君

輿水 恵一君

同日

辞任

藤井比早之君

務台 俊介君

う姿勢が私は正しいと確信をいたしているところでございます。

次に、判決についてもう一つお伺いをしたいわけでございますけれども、平成二十四年の総選舉に関して、今、一票の格差訴訟というのが各地で行われて、高裁で判決が出たわけでございます。これは、三十二選挙区にかかる三十四件の訴訟、一部の選挙区については複数の訴訟が起こされてるという事情があるので件数がこういうことになっておりますけれども、十七件、高裁判決が出ております。

これについては、三月六日の東京高裁判決を皮切りに、四月十一日まで、判決も幾つかの訴訟がまとめて出ているものもありますので、これでたしか全てだと思いませんけれども、この十七件の判決、選挙は無効だとするものが二件、違憲ではあるけれども事情を勘案して無効とはしない事情判決、これが十三件、違憲状態である、このように認定をするもの、これは二十三年の最高裁判決と同じ路線だと思いますけれども、これが二件、こういう状況になつております。

要するに、事情判決というのが今大勢になつてゐるわけでございます。十七分の十三が事情判決、違憲と認定しながら無効としないということになつてゐる。

これをもとに、今度は最高裁がこれについて審査を進めるという番になつてゐるわけでござります。これはおおむね百日以内に最高裁の判決が恐らく下るのかな、こういうふうに思いますけれども、ここで、最高裁がこうした事情というものを審査するときに、今回、この〇増五減に基づく区割り法を我々は一刻も早く通さなければいけないということでやつてゐるわけでござります。しかし、野党のこの姿勢を見ると、通らないというケースもあるかもしれない。

ここで、〇増五減に基づく区割り法が通らなかつた場合、最高裁の判決で、この事情判決の事情という部分に関して判断に影響が出るのかどうか、ここについて政府の見解をお伺いしたいとい

うふうに思います。

○米田政府参考人 お答えを申し上げます。

この判決におきましては、定数訴訟の性格を勘案いたしまして、一つは、選挙権の制約など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害がどの程度か、一方で、当該選挙を無効とすることによりまして、当該選挙区の議員が存在しない状態で議員定数分配規定の改正を行わざるを得ないなど、憲法の想定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合ということをどの程度と見るのか、その他諸般の事情を総合考察し、格差は違憲であるものの選挙は無効としない、いわゆる事情判決を出したところでございます。

それで、最高裁判所がどのような御判断をされるか、区割り規定が憲法に違反するかどうか、さらには、憲法に違反するといった場合に、その総選挙の効力について無効とされるのか、あるいは今申し上げました事情判決により無効とされないのかということにつきましては、これは最高裁判所において判断されるものでございますので、私どもとして何とも申し上げようがないところでございます。

参考までに、昨年の衆議院総選挙に係る格差訴訟について、ことしの三月六日の東京高裁で下されたました判決、これはいわゆる事情判決としたものでありますけれども、これを御紹介いたします。この判決、これはいわゆる事情判決としたものでありますけれども、これを御紹介いたしました。

国会において本件選挙が施行されるに至つた経過は看過することができない、しかし、国会においては、緊急是正法を制定するなど、平成二十三年大法廷判決の判示に従つて選挙区割りを是正する対応を示しており、今後、選挙区割り規定を投票価値の平等になつたものには正していくこと

選挙区間における議員一人当たり人口の格差が二倍未満に是正されることが予定されていることなど本件にあらわれた諸般の事情をあわせ考察すると、本件選挙を無効とせず、本件選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当であるというふうに判断されたところでございます。

これは御参考までございます。

○大塚(拓)委員 そうなんですね。今御紹介がありましたように、東京高裁の判決の中では、事情として例示していく中で、現在国会でこうした審議が進んでいる、今後解消されることが期待されるということが事情としてはつきり判示されています。

東京高裁と同じ考え方を最高裁がとるとするならば、この部分、国会には今後期待できない、こういうふうにみなされば、事情が変わつたとあるもので無効、こういうふうになる。東京高裁において判断されるものでございますので、私どもとして何とも申し上げようがないところでございます。

そうしたことを考へても、この緊急の格差是正に基づく区割り、一刻も早く、私が最高裁の判事だつたら、少なくともこれすらできなかつたら、これは無効と言わなければ国民の権利が侵害されるというふうに思つても仕方がない、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、仮に無効になつたら、仮にという話でござりますけれども、例えば東京一区などを見るところ、比例復活の議員もいるところでございます。万が一にも無効判決ということになつた場合、小選挙区の議員あるいは比例復活の議員、この身分はどうなるのか。そして、最高裁が無効というふうになれば、三十二の選挙区、今回訴訟が提起されている三十二全てが無効、再選挙ということになります。緊急是正法を制定するなど、平成二十三年大法廷判決の判示に従つて選挙区割りを是正する対応を示しており、今後、選挙区割り規定を投票価値の平等になつたものには正していくこと

で、最高裁でこれまで無効判決が出されたことはございません。今後どのような判決がなされるか、最高裁が御判断されることであろうということがございますので、私どもから仮定のお話はちょっとコメントできませんが、一般論として、公選法等について申し上げますと、公選法二百四条による選挙の効力に関する訴訟で今回争われているわけでございますけれども、この訴訟では、訴訟が提起された選挙区について選挙が無効とされた場合には、当該選挙区から選出された議員は、将来に向かつて身分を失うということにされております。

○大塚(拓)委員 そういうことなんですよ。公選法二百八条で、小選挙区が無効になつても、比例の選挙の結果には影響しないんです。というこ

この規定によりまして、小選挙区における選挙無効訴訟により選挙が無効とされましても、比例代表選挙の当選人とされた者には影響を及ぼさないというのが現行の公選法の規定でございます。○大塚(拓)委員 そういうことなんですよ。公選法の二百八条で、小選挙区が無効になつても、比例の選挙の結果には影響しないんです。というこ

とは、東京一区が仮に無効になつた場合、比例復活されている海江田代表の身分には何の影響もない。海江田さんは痛くもかゆくもないんですね。だからやつていいのかとは言いませんけれども、このままに再選挙というのは四十日以内にやらなければいけないわけですから、四十日以内に同じ状況で選挙をやつてもまた無効になるだけなんですね。その間に、福井三区、消滅する選挙区についてどうするか、こうしたことが調整できるとも思えない。要するに、国政が大混乱する。そんなことを承知で野党は反対をしよう

せください。

いうのか、そこを厳しく問いたいと思っておりま

うのは、地元の感覚でなければわからないと

思います。

時間が参つております。とにかく、この一票の格差問題というのは最高裁が違憲、違憲状態であるというふうに指摘をしている問題であつて、定数削減、これも公党間の合意で重いことは重いわ

けですけれども、レベルが全く違う。まずこの状況を一刻も早く解消、しかもできる状況であるわ

けですから、この法案を一刻も早く通し、そして次の課題に移ることが立法府に課された責務であるということを申し上げ、そして、野党の皆様には一刻も早く審議に復帰されることを要望しつつ、質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○保岡委員長 次に、宮川典子君。

○宮川委員 おはようございます。自由民主党の宮川典子と申します。

がとうございました。

二つ、きょうの私の気持ちと、いうか、前提としてお話をしなければいけないことがあると思いま

す。

まず、私は、実は山梨一区の選出であります、○増五減の対象県になつております山梨県の出身であります。きょう、質問の中に例として山梨県の例を挙げますけれども、これは決して山梨だけ減員をしないでくださいといふお願いではなく、あくまでも一つの例としてお受け取りいただければと思ひます。

そしてもう一つは、山梨県の一員として、ずつ

とこの○増五減の問題を有権者とともに開つて、また憂えて、不安に思つてきた一人であります。選挙前の一候補者としても、そして一有権者としても、山梨県の方たちが、こうして○増五減がある、減員を受け入れなきやいけないということに

対してどれだけの不安を持つていたのか、また、それに対するどんな考え方を持ってやつていたのか

けて政治側、国会側でも議論が尽くされてきたと思いますが、今回、区割り審が出たのは○増五減ということで、五県が対象県となつて減員されることが決定をいたしました。

しかしながら、先ほど大塚委員の質問、また資料の中にもありましたとおり、○増五減だけではなく、例えば四増四減であるとか、いろいろな議員の資格がないと思っております。ですから、あちらの野党席にいなき国会議員の方たちには猛省を促したいというふうに思つております。

今回、この○増五減というものは、我々国議員の問題ではなくて、選挙権というのを行使する、投票して自分の民意を届けようとする有権者のためのものであるということを我々は忘れてはいけないというふうに思いますし、前回の十二月十六日の選挙が違憲状態が出たままで行われたことに對して、やはり立法府として私は反省をしなければいけない、そういう思いを持つて今回は質問をさせていただきたいと思います。

それでは、○増五減法案に至る経緯についてお伺いをしたいと思います。

これまで、さまざまな選挙制度がとられてきま

して、その中で、一票の格差問題というの

は、こういうところにもあるのではないかと思ひます。

中選挙区時代、一九九〇年の選挙に対しても、九三年に最高裁の大法廷で違憲判決が出てからと

いうもの、大きな選挙制度改革をして、小選挙区比例代表並立制というものが導入されました。そ

の中で、一人別枠方式も導入した上で一票の格差の是正をしていくというのも、また、一人でも多くの民意をしつかり政治側で受けとめるためにも、その制度が運用されてきたわけですが、この

司法の判断が下つたところであります。

それが二〇一一年と私は記憶しておりますけれども、それから明確にこの一票の格差の是正に向

う問題に関して、違憲であるとか選挙無効であるといふことが出ている状態で、この○増五減問題に

して真摯に向き合うことがなければ、私は国議員

の問題ではないと思っております。ですから、あちらの野党席にいなき国会議員の方たちには猛省を促したいというふうに思つております。

ありがとうございます。

それを踏まえた上で、我々立法府は、今回の

問題に関して、違憲であるとか選挙無効であるといふことを下回る今申し上げました五県

につきまして定数を一減させることとしたものと承知しております。

○宮川委員 ありがとうございます。

それで、この○増五減が導入されたわけでして、先日の三月二十八日に勧告が行われたわけですが

それでも、きょう委員のお手元に配付しております。

それは、十七都県、四十二選挙区に及びます。

私たちの山梨県も、今、皆さんのが区割り法案資

料というふうに書いてある二十九ページに、山梨県の地図と、また勧告前のそれぞれの選挙区の人口数、そしてその後の数が出ておりますので、ぜひ御注目いただきたいなど、いうふうに思います。

ただし、私が一つだけ気になるのは、私が配付しました手元の資料、資料一、二、三をごらんいただきたいたいと思いますが、小選挙区比例代表並立制の中で、区割り変更が行われたことが今まで何度かあります。その中で、その割りに向けてかけた時間、また回数、会議の数というのを比較してみると、資料一にあるように、平成六年の小選挙区画定審議会の開催状況というのは、平成六年四月の十一日から同年の八月十一日まで、二十二回にわたって具体的な区割り、またヒアリングを受けてこの区画が決まっております。

そしてまた、平成十二年の資料一でございま

すが、平成十二年の国調に基づく区割りのスケジュールというのがありますけれども、これは一

年間の時間をかけて、三十回も審議をして区割りを決めております。

では、今回の緊急是正法に基づく○増五減の法

案というのはどうかというふうに見ますと、もち

ろん、それまでは与野党ともにそれぞれの党内での議論もさまざまあり、また前政権下での議論もあつたというふうには思いますが、ここで平成二十四年の十一月十六日にこの緊急是正法が成立をいたしまして、二十六日に公布、施行されたわけであります。が、結局、この後に衆議院の総選挙がありましたので、これが実際動いていたというふうにはなかなか考えにくいところもあります。この一回目、二回目以降とずっと矢印がありまして、勧告をするというのが、その期限が五月の二十六日とされておりました。

ため、施行から六ヶ月以内においてできるだけ速やかに勧告を行うというふうにされております。区割り審議会におきましては、この緊急是正注を踏まえまして、昨年の十一月二十六日、これは区割り法が施行された日でござりますけれども、この日に審議を再開いたしまして、第二回が、選挙中でありますが十二月十日、それ以後、精力的に改定案の作成作業を行つていただきまして、十五回、約四ヶ月の審議を重ねて、この三月二十八日内閣総理大臣に勧告を行つたところであります。

適合しない選挙区の改定は、選挙区の異動は最小限とするというふうにされております。地交通等の自然的・社会的条件を考慮して、どのを改定すべきか、さらに、市区の分割を行うに、地元の意見をしんしゃくいたしまして、区域で分割をすべきかといった点について議なされ、区割り基準に基づいて慎重に審議がされました。

このような結果、公職選挙法の制定以来初め格差是正としては今回初めてでござりますけも、国勢調査人口での人口格差が二倍以上の

必要区域場合のど論が行わるべども、現在、区割りが終わつた後の山梨新一区といふのは、「一票の格差が一・八二八倍でござります。そして、新二区が一・一二七倍ということになります。今、違憲状態、また無効判決が出てゐるところの一票の格差を見ますと、一・八倍以下でも違憲状態が出てゐることであります。この現実に鑑みると、是正をしたはずなのに人口格差が出て、そしてそれが違憲状態にひつかかるような、もしかしたらそういう可能性もあるような一票の格差になつてしまつてゐる。

しかし、選挙が終わって十二月の二十六日に安倍内閣が発足した以降、これがしつかり審議をされていたかということを考えると、時間としては正味三ヶ月ぐらいしか費やされていないのではないかというふうに私は思いますし、恐らくこれまでの平成六年、平成十二年の区画、区割りの再調査のスケジューリングとは、かなりその会議の回数も少ないのではないかというふうに思っております。

この審議会の審議におきましては、今回、緊急
は正法で定められた手順、それから基準にのつ
とつて行つたわけあります。

区は解消されたということになつております。審議会におきまして、違憲状態の解消のため緊急は正法が求める早期の区割り案の勧告、と、具体的のこの区割り案の作成という極めてな任務との間で大変な御苦労をいただいた結果あるというふうに考えております。

○宮川委員　ありがとうございます。

十五回の審議がなされたということで、ござ五感に關して、しつかりこれから国会でも

――・八倍も格差の倍率が出てしまっているといふに、それ
人口差が選挙区に出てきてしまっているということについて、政府の御見解を求めたいと思います。
○米田政府参考人　まず最初に、今回、一票の格差における裁判でござりますけれども、いずれの裁判におきましても、この区割りについては、別表に書かれてあるわけでございますが、これは全国一つで一体不可分のものという捉え方をされて

今回は、○増減という減員も含めた上でのかなり慎重な議論を必要とするものであったのにもかかわらず、回数が少ない。そしてまた、勧告期限の五月二十六日までに二ヶ月余りをまだ残した状態で、ここで緊急に出さなければいけなかつた理由が何かなれば、これは示しがつかないのでないかなというふうに私自身は思つております。

原案の作成を行いました。

次の段階いたしまして、鳥取県の人口最小の選挙区が決まりましたので、改定対象選挙区の範囲が決まってまいりましたので、この確認を行い、改定対象選挙区を有する鳥取県以外の十六の関係都県について審議に入ることとしたわけあります。

審議は、まず、関係都県知事へ区割り基準素案

た当委員会でも審議をしていかなければいけないと思います。

この〇増五減の対象県とされているところは、山梨県、徳島県、福井、佐賀、高知、この五県でありますけれども、実際、三月二十八日に区分けられまして、その新一区、新二区がどういうふうに区割りが出るのか、その地域性と人口差とともに出ました。

ない
県で割りふういうが、が、あります。したがいまして、争われました選挙区の格差というんでしょうか、それにはかかわりなく、全体として一票の格差がある場合にはそれは違憲状態という判断をしておりますので、ちょっとこれは申し上げておきたいと思います。
そこで、お尋ねの選挙区数が一減となる五県についての区割りでございますが、いずれもこの県につきましては定数が三から二となるわけであり

今回、この資料の中には一回、一回以降といふうにしか書いておりませんが、これまでの会議が何度行われたのか、そして、勧告期限まで二ヶ月余りを残して三月の二十八日にこれを勧告しなければならなかつた背景、経緯等がありました。御説明を願いたいと思います。

○米田政府参考人 今回の区割りは緊急是正法に基づくものでござります。この緊急是正法では、先ほども申し上げましたが、平成二十三年三月の最高裁判決に応えるものとして、次のことを定めております。各選挙区間の格差を緊急に是正する

と具体的な区割りについて意見照会をし、回答を受けました。同時に、関係都県の改定対象選挙区分の地勢、交通等のレビュー等を並行的に行い、この二月二十六日に、緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針、いわゆる区割り基準を取りまとめ、公表をしたところであります。

その後、その次の段階といたしまして、このばら割り基準に基づいて、具体的な区割りの改定作業に入つたところであります。

具体的な区割りの改定案の審議に際しましては、緊急是正法では、格差二倍未満の人口基準によれば、緊急是正法では、格差二倍未満の人口基準によれば、

私が今調べた限り、皆様、資料五をごらんだければと思いますが、○増減対象県の区後の人口格差、新一区と新三区の人口格差がありましたが、高知が約二万、佐賀県が約三徳島が十二万、福井が十三万、そして私の地あります山梨県は二十万の人口格差が出ておです。

先日の区割り審の会長の参考人質疑の際に委員長からの質疑の中に、どうして二十万も口格差が出たのかという御質問がありましたども、この山梨一区、二区を例にとつてみま

いた
割り
そこ
三万、
元で
りま
して
ても、
の人
けれ
ます。
がござ
います。
審議会におきましては、人口最小
の選挙区を手がかりとして、行政区画、地勢、交
通その他の自然的・社会的条件を総合的に考慮し
て、合理的に選挙区の改定案の作成作業を行つた
というふうに承知しておるわけでござります。
お尋ねの点でございますが、まず、緊急是正法
では、人口の均衡を基準として求めているのは
全国の格差二倍未満の基準となる鳥取県のみであ
ります。定数減となる五県の選挙区の改定において
は、この人口均衡という点は明確に求めている

ものではありません。

それから第二点目は、僕は人口の均衡を図ることといたしましても、この場合、地域的なつながりが希薄である地域が同一の選挙区となるおそれがあるということ。

さらに三点目といたしまして、この改定案においては、さほどの人口不均衡ではない。例えば、具体的に言いますと、改定後の県内の選挙区間格差、これを大きい順に少し申し上げますと、山梨県が一・六〇七倍、これは全国で第十位になつております。福井県、一・三九八倍で全国第二十六位、こういうふうになつてているということを理由として挙げていると承知しているわけでござります。以上です。

山梨県を例にとれば、山梨新一区は非常に人口ふえ続いているところです。新一区はどんどん人口が減り続いているところであります。その中にある私の地元の山梨市というところは、この五年前で数千人の人口が減って、もう二千人ばかりま

聞で、数万人の人口が減ってるとこであります。そうすると、そなれども、そのときの人口格差で大きな差があり、もしかしたら二倍になってしまふこともあるんじゃないか。そして、そうするとまた何度も、選挙制度の改革をせどとも、区割りを見直さなければいけないという不安に有権者は悩まされることもあるのではないかなどというふうに思います。

注のものとの平等といふのは、一人一人の権利を保障するに足るだけの権利である。その重みを一緒にしなければいけないということでおきながら、今回の緊急法は正法の中には、人口の格差というものの均衡を図る必要はないというふうに書いてありますけれども、どうして人口格差を必ずしも優先しなくていいという法律になつたのか。また、現実にできてしまふ格差に対して大変厳しい思いを持っていて有権者もいるということで、改めて、この緊急法は正法というのが人口の均衡を求めなかつた理由について、ぜひ御答弁を願いたいと思います。

○米田政府参考人 緊急是正法は、冒頭にも御質問がありましたとおり、これは緊急に違憲状態を脱するために作成された法律ということで、とにかく、できるだけ異動が少ない形で行うというよ

にどんな仕事ができるのか、精度の低い仕事をしてはいけないということの危機感も持っていると思います。

うなことがまずあつたものというふうに私どもも察しております。そういうことで、人口の均衡という点を求めるのは基準となる鳥取県のみといふうに限定をされたのではないかというふうに推測はしております。

年近くがたとうとしております。今、この違憲また無効の判決が出たりして、そのメリット、デメリットというものが明らかになつてきましたというふうに思いますが、この二十年運用した中で、小選挙区比例代表並立制のメリット、デメリットをどのように政府として捉えているのか、御答弁をお願いします。

けではないというふうに思われます。地勢、交通、その他の自然的・社会的条件を総合的に考慮するという中で、人口の均衡を図ることがこれらの考慮要素との比較考量をしたときに合理的であると認められる場合には、人口の均衡を図るということも当然に考えられるところでございまして、明記していくなかつたから全く無視をしていいということもないというふうに私どもは解釈しております。

○新藤國務大臣 議院の選挙制度は、民意を集約する小選挙区制度、それから民意を反映する比例代表、これを並立する、こういう制度にしたわけです。
当時の議論からいようと、従来の中選挙区制が、同一政党の候補者が複数出られる、そういう制度になつてゐたわけであります。その選挙が、政策の争いに加えて個人間のサービス合戦につながりやすいとか、そういういろいろな指摘がありました。そして、政治改革をやらなければいけない、こういう議論が繰り広げられたわけでありまして、政策本位、政党本位の選挙制度を導入しようということから始まつたものだ、こういう位置づけであります。

確かに、行政区画を割らない、地勢をしつかり考慮する、また交通事情を見るとということでありますけれども、それと同時に、やはりこれから五十三万、三十三万の人口格差がある中で、例えば、新二区で当選した人より新一区で落選した人の方が得票数がとれるという可能性も出てくるわけですが

私は、ちょうどどこの小選挙区制度が始まつたときの一番最初の選挙に参加をさせていただいて、国会に来た人間であります。ですから、その前とくに、本当に議員がまさに政治生命をかけたいいろいろな議論の末に国会の中で定められた制度であります。

す。これが有権者にとって大きな疑問になるということは、容易に想定できることだというふうに思っています。

ですので、行政区画を割らない、またその他の事情を考慮された御苦労はわかりつつも、またそういう選挙の後に有権者に対しても大きな疑問を投げかけることになり得るということをぜひ御了承いただきたいというふうに思います。

あと残り時間も五分強となりましたので、友

メリット、デメリットそれぞれあると思いますが、政権選択について国民の意思が明確に示される、こういう意味において、これはメリットがあるのではないかと思いまし、また、確かに政権交代が起きたわけですから、中選挙区の間のずっと固定化された政治が動いたという意味においては、これはメリットがあつたのではないか、このよう思います。

本的な選挙制度改革について、最後に御質問をしたいと思います。

一方で重きが濃いのそれなら、四方五方で五が、選挙が終わるとゼロ対一〇〇になるわけですから、少數の意見が反映されにくい、こういうデメリットというのはあるのではないか、このよう

に思います。

それから、比例代表につきましても、これは多様な民意を選挙に反映できる、こういう利点、それから、少数勢力であっても議席を確保し得る。

ですから、今、並立制においては、小選挙区で三位、四位になった方でも議席を得られている、二位の方が得られずに、こういうようなことがあります、これは別々の制度なので、実際にあります。これがですね。こういった特性がありますが、それは小党分立にもつながる、こういうようなこともあります。

ささまざま、いずれにしても、全ての制度にはメリットもあればデメリットもある、こういうことだと思います。

○宮川委員 ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおり、どの選挙制度をとってもメリット、デメリットというのがあると思いますが、だからこそ、どれだけ民意をこれから政治の側に取り込んでいくのかという選挙制度改革に向け、常に議論というのが必要だというふうに私自身は思っております。

今、議員定数の削減というようなものが大きく取り沙汰されておりますけれども、これはあくまでも、選挙制度がしっかりと、これからどういう選挙制度をとるのかということが決まらなければ進まない議論だというふうに私自身は思つております。

本当に今の状況の、現在の人口比率で選挙区を決めていいのか、また、都市と地域間の格差をどうやって是正していくのか、また、一人一人の民意というのをどう取り込むのが一番最適な方法であるのかということを、常に国会の場で、また政治の場で、それぞれの党が議論すべきだというふうに思っております。

民主主義の根幹である選挙制度改革に向けて、大臣の、最後、短くて結構ですので、今後どのように取り組まれる御決意があるのか、それをお伺いして、質問の最後としたいと思います。

○新藤国務大臣 選挙制度は民主主義の根幹で

す。我が国の国家運営の根幹をなすものであります。ですからそれは、国民の代表である国会議員が、そしてまた各政党がしつかりとした御議論をいただく、これが重要であります。

私は今、行政の方におります。したがって、立法府の御議論を踏まえて示された方針また法律が、そのままに、いつまでもそのままではございません。

そういうものには適切に、しかも可及的速やかに対応したい。そして、よりよい選挙制度を、不斷的努力を行っていくことは、私も国会議員の人として、それは責任ではないか、このように考えています。

○宮川委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○保岡委員長 次に、田所嘉徳君。

○田所委員 自由民主党の田所嘉徳でございます。よろしくお願ひをいたします。

今国会は、大変大きな改革がなされる国会だな

と、いうふうに思つております。この倫選特におきましても、過日、ネット選挙を可能とする審議も行われました。これも、たしか前回の参院選であ

りましたで、そのころも、もう解禁前夜

でしたが、なかなかできなかつた。これが前進もし

たわけでありますし、さらには、マイナンバー制

度につきましても進んでいるわけでございます。

そして、最高裁の違憲判断を受けたの定数の格

差のは正ということでございますが、これも大き

な課題であります。しっかりと進めていかなく

なりません。まして、議員がみずから律してい

ります。

そういう中につきまして、委員長から催告まで受け

ても野党が出てこないということは、まことに理

解不能でございまして、まことに残念であります

けれども、やはりしっかりと議論をしていかなく

てはならないというふうに思つてはいるわけであり

ます。

まず、先ほど質問にございました、総務省が試

算をしてみますともう既に格差が二倍を超えてい

る、だから是正にならないんだというような報道がされておりましたけれども、それが、そんなことはやつていないと。大変安心をしたわけでござります。

私は、これを見た人は、あたかも無駄な是正策と受けたと思うんですね。それはおかしいということがあります。

のを大変強く受けとめたいといったふうに思つております。

そういうことで、これまでの流れというものを

ちょっととぞつてみたいと思うんです。

最高裁の判断が示された後に、立法的措置を協議するために設置された衆議院選挙制度に関する各党協議が行われてきたわけであります。こうい

う中では、各党から、一票の格差は正に限らない

で、衆議院の定数削減であるとか選挙制度の抜本

改革、いろいろな主張がされてまいりました。そ

して、長い期間をかけてきたわけですから、それぞれ方向性が違う、合意形成に至らなかつた

わけでございます。

そういう経緯がある中で、私は、選挙制度とい

うものは、その性質上、言いますといろいろ要素

がありますので長くなります。各党の十分な理

解のもとに実現すべきものであるというふうに思

います。

○新藤国務大臣 まず、報道につきましては、私

どの方からもこれは違うということで申し入れ

をしておりますし、先ほども答弁がありましたが、我々の試算ではないということです。

○新藤国務大臣 まず、報道につきましては、私

どの方からもこれは違うということで申し入れ

をしておりますし、先ほども答弁がありましたが、我々の試算ではないということです。

○新藤国務大臣 まず、報道につきましては、私

どの方からもこれは違うということで申し入れ

をしておりますし、先ほども答弁がありましたが、我々の試算ではないということです。

○新藤国務大臣 まず、報道につきましては、私

どの方からもこれは違うということで申し入れ

をしておりますし、先ほども答弁がありましたが、我々の試算ではないということです。

勧告がなされました。この勧告に沿つた形で、私どもがこの法律の改正を出させていただいている

何度も申しますが、これは憲法上の要請でござります。そして、国会の責任において出された法律、国会の、立法府の御要請に基づいて、我々行政が応えて法律を出させていただいているわけでありまして、これを可及的速やかに成立させること、これが私たちの責務だ、このように考えております。

す。も、私は非常に不合理であるというふうに思いま
がたいと言ったことを取り上げて、これをよりど
ころとして変えてきているわけでありますけれど
うことで、突然、民主党は変節をしているわけで
ござります。その理由として、緊急是正法の採決
の際には賛成した細野幹事長は、札幌高裁、福岡
高裁、広島高裁岡山支部の、緊急是正法は一人別
枠方式を違憲とした平成二十三年最高裁大法廷判
決の趣旨とは質的に異なる、十分なものとは言え
ないことは明らか、格差は正の措置とは到底言い
ます。それを与野党が賛成して成立した、先ほど
詳細な内容も述べられましたけれども。
しかし、本改正案では格差は正たり得ないとい
たもので、小選挙区の区割りに関する部分につい
ては民主党も同じような内容であつたわけであり

これは、この判断というものにつきましても、ここで取り上げる、この審議の中で取り上げるとすれば、若干他事考慮となるのではないか、そういう面で問題もあるんではないかと思ひますけれども、大臣にその点についてお聞きしたいと思ひます。

所の判断とというのはどういうものなんだというところでございます。処分権主義、あるいは訴訟物の特定という中で、おのずから応答すべきことは限られてくるわけでありますけれども、都合のいいところだけつまむ、それで話をう、あるいは主張していく。そしてある面、時には完璧なものとして金科玉条のごとく、枝葉末節に至つて物を述べなければならぬ。だから私は、最高裁判所の要請に基づいてといふ言葉は余り好きではありませんし、適當ではないんじゃないかななどというふうに思つております。

○田所委員 今、この答弁、ちょっと私の聞いた、高裁の中でもうそ言われたこととの回答での質問とは、ちょっとと違うんじゃないかなというふうに思うんですが。
はずれこしても、私は、この裁判所の判断も壳できるだけ早く提出をしたというような形での対応をしたものだというふうに私どもは考えております。

そこで聞くわけありますけれども、この裁判だけで速やかに」と一番最初に書いてあるんですね。そういうところは読み飛ばしてしまって、自分で都合のいいところだけを使えばいいというような、裁判の判断というものをそういうふうに利用しているところがあります。

いただいていい、このよう思いますが、私どもは、これは、行政機関たる総務省が司法機関の裁判の判断について、我々はそれをコメントする立場にない、こういうことでござります。

○田所委員 一点、そうでしようかという点を述べたいと思うんです。

法案を提出されますよね。それは、何に応答して、どういう契機に基づいて進めるのか、それはどこがしっかりと捉えることが間違いじゃないのかということは、私は、それは行政府でも理解しておかなければ、法案提出にはやはり欠けるところ

そういうふうに考えていいわけですけれども、その点についてお聞きをしたいというふうに思います。

て失効するものと判示をしているところであります。○田所委員 答えていただきましたが、私は、この選挙無効は重大な判断でありますけれども、の中には、早くせよ、早くしなかつたということが言われているんじやないかと思うんですね。やはり、そういう面から、これまでの経緯の中を見ても、例えば民主党は運用制の導入、まずそれを唱えておりましたが、今はどうかわかりませ
ん。そういう中で、現在は並立制のまま八十削減といふことを言つておりますし、維新の会は三割削

高裁の判決、それから二十六日の広島高裁岡山支部の判決では、選挙無効という判決が出たわけですが、ございまます、そこでは、当該選挙は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態で施行されたものであるということ、それから、選挙権の制約など当該選挙の効力を否定したことによる弊害と、選挙を無効とすることによる不都合、その他の諸般の事情を総合勘案しても、いわゆる事情判断をするのが相当ではないと判断いたしまして無効と判断されたものと承知をしております。

なお、この無効判決の効力でござりますけれども、広島高裁の判決では、選挙を無効といたしますけれども、その効果は、一定期間の経過後、平成二十五年十一月二十六日の経過後に初めて発生するというふうに判示をしております。

一方で、岡山支部の判決では、この無効判決確定により、当該特定の選挙が直ちに将来に向かって

成二十三年の大法廷の判決で、その時点の区割りが違憲であるというようなことも言っていたことを踏まえて制定されたものというふうに私どもは理解しているところでございます。

政府といたしましては、この緊急是正法の規定によりまして審議会の方から内閣総理大臣に行われました勧告に基づき、速やかに区割り改定法案を作成いたしまして、国会に提出したところでござります。

本法案は、緊急是正法と一体であり、その成立は憲法上の要請であるとも考えております。そつ

国会からの要請というのは、当然で、いいことがありますけれども。いずれにしても、そういう中で、この最高裁の判断ということにつきました。これまでも蛇足とに答えて大きな影響を与えていたるものもありました。「司法のしゃべりすぎ」なんという本を書いている元判事もあります。

私は、そういう中で、三権分立における司法判断の受けとめ方、これには、立法政策に対してもおのづから一定の制約がある、一定のりがある

るにもなつてしまふんじやないかというふうに申
うんです。

そこで、かかる昨年の総選挙の裁判、この判断
が、三月六日以降、十七の高裁及びその支部で山
されているわけであります。その中でも、広島高
裁と広島高裁岡山支部の判断は、選挙無効の判決
ということです。これまでの判断とのど
うな点で違っているのか、何で無効なのか、そ
れを皆さんはどう捉えているのか、その点をお聞
きしたいと思います。

○米田政府参考人 ことしの三月二十五日の広島

の定数の削減を主張しております。一方で、国民の声をしっかりと反映させるためには、定数削減は行うべきではないという政党もあるわけあります。

各政党の方向性はばらばら、非常に多様な意見が出ているわけであります。これをすぐに合意させるということはなかなか難しいというふうに思っております。やはり、そのことを持ち出してくるということは遅延の原因にもなりますし、今言つたように、早急に応えるということに相反するものであるというふうに思つております。

そういう中で、合理的な範囲で法改正を行う、私は、今回の法案の非常に大きな意味があると思いますけれども、これまでの経緯、その内容を踏まえて、どのように考えるか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○新藤國務大臣 これまでの経緯があつて、この法案がおされたわけであります。そして、その法案は、各主要政党的賛成によつて成立をした。まさにそこにあらわれているわけであります。

過去の協議におきましても、民主党、自民党、当時の与党であつた民主党も、格差是正を先行させて、定数削減や抜本改革は引き続き協議すべきと主張した、こういつた経緯もございました。そして、いろいろな案が出されました。結局、○増五減で、今は、まずはこの是正を行おつ、こういうことになつたわけであります。

そこから先は、ここまで定めた上で、しかも、これをできるだけ速やかにという意味においては、先ほど、区割り審がどうして少し早かつたのかと。それは、まさに努力をされた結果だ。区割り審の作業は、非常に大変な作業を、しかも日程を切り詰めてやつていただいた、こういうことも私は漏れ聞いております。

ですから、その意味で、早くにこういつた状態を解消しなくてはいけない、こういう立法府からの御要請に基づいて、我々も、これを速やかに法案を提出して成立をお願いしている、こういうことでございます。

○田所委員 さきの予算委員会の質疑の中で、この区割り法案に反対している野党が、衆参ダブル選挙を実現可能とするために早期の成立を目指しております。

これにつきまして、私は、一刻も早くやらなくとも、なかなか問題に衆参ダブル選挙なんというところにあります。やはり、そのことを持ち出してくるということは遅延の原因にもなりますし、今言つたように、早急に応えるということに相反するものであるというふうに思つております。

そういう中で、合理的な範囲で法改正を行つておられる、そのことを持ち出す、これはまさに区割り法案の成立を棚上げするような、そういうためにす

る議論であるというふうに思つんすけれども、

そうじやないですか。どうですか、大臣、そういう意図もあるんでしようか。ちょっとお答えいた

だきたいと思います。

○新藤國務大臣 これは、まさに衆議院の解散権は総理大臣の専権事項であります。個別のこと

に関して私がコメントすることではないわけであります。

そして、予算委員会の中で、制度上、この是正法が成立するとダブル選挙は可能なのかと。これ

は手続上のことを見られて、仮定ですからお答えをいたしません、このように申し上げたわけであ

りますが、その後、再三にわたつた御質問がございました。ですから、仮定としての手続においては、これは可能なこともあります、こういうお

話をいたしました。そうしたところ、ああ、やはりできるんだ、狙つてはいるのか、とんでもない、

こういうお話になりましたので、私としては、それは違うと。そういうふうに私の答弁を引用する

ことはやめていただきたいということで、それは

申し上げ、また、質問者の方もそこは了解をいた

だいているというところでござります。

そういうふたつの状況にある市町村の総数は九十七であります。このうち、今回の区割り改定で分割が解消されることとなる市区町村の数は十二でございま

す。このことからも、一刻も早く違憲状態を解消

なければならぬという前提がある中では、まず

この改定前にこういった市町村は全国で幾つあ

るのか、そして、今回の区割り改定でその分割が

解消される市町村数が幾つあるのか、これをお聞

きしたいと思います。

○米田政府参考人 平成二十五年三月二十八日、現在で、市町村合併によってその区域が分割されて

いる状況にある市区町村の総数は九十七であります。このうち、今回の区割り改定で分割が解消さ

れることがありますけれども、この勧告日現

在で、市町村合併によってその区域が分割されて

いる状況にある市区町村の総数は九十七で

大変私は大きいいろいろな問題も抱えているといふに思います。小選挙区制ですから、同じ選挙区で同じ政党の候補が重複すれば、それは誰を代表にするのか、それもいろいろ大変でしょう、悩ましい問題あります。たしかに五人減という向もあるかもしませんけれども、これまで長年育ってきた議員、あるいは頼りにしてきた議員がいなくなってしまう当該選挙区の有権者の不利益というもの、私は考慮しなくてはならないんだろう、その面も忘れてはならないというふうに思っております。

その点、長きにわたって民主制を実現した今の当該選挙区の歴史というものを考えれば、議員を削減するということを伴うわけがありますから、大変重いものだというふうに思つておりますけれども、その認識を重く持つて、これはそういうもののを伴うんだと賞悟を持つてこの法案を出されてるのか、その点について大臣の認識をお聞きしたいと思います。

○新藤国務大臣 これは、議員の選挙というのは基本であります。その選挙制度によって、みずから運命といいますか、みずから立ち居振る舞いが変わってくるという意味において、極めて重要な問題だというふうに思つております。委員が先ほどからいろいろと言つていただいていること、これは非常に御意見として傾聴に値することだというふうに思ひます。

しかし、あるからこそ、こういった民主主義の根幹にかかる選挙制度やまた区割り、こういふものに関しては、国民の代表たる国会議員が議論を行つて、その中で方針を定めていく、それを受けて行政がそれを法案として最終的に執行する、こういう流れをつくつてきているというふうに心がけております。

選挙区の画定によつていろいろな影響が出ること、これは極めて重い問題だと思いますが、我々とすれば、そういったものも踏まえて、立法府から御要請をいただいてそれを法案として成立させ、またそれを適切に執行していく、こういうこ

とに尽きる、このように考えます。

○田所委員 市町村合併によって、同じ行政区でも選挙区が違うという状況、これはやはり異常だと思つんですね。これは必ず解消しなければならない、そういう課題だろう、このことに私は異論はないんだろうと思います。

今般の選挙区割り法案によって、まずは違憲状態を解消するとしても、やはりそれで終わりではない。そういう中で、この後には、当然、市町村合併を反映した区割りの見直しというものを私は進めていかなくちゃならないというふうに思つてます。

○新藤国務大臣 これは、法律においても、できるだけ市町村の区割りは分割しないとか、そういうふうに思つておりますけれども、その点をお聞きしたいと思います。

しかし、いすれにしても、総合的な検討によってこのような案になつてゐるわけであります。ここはまさに、立法府、各党各会派でよく御議論をいただかなければならぬことをお聞きしたいと思います。

○田所委員 それでは、やはり迅速に格差是正を進めなければならないということで、さらには、別の議論として、それは定数削減やあるいは選挙制度改革があるかもしれませんけれども、今のこの問題をしっかりと処理していかなくちゃならないといふこと、このことをしっかりと皆さんにお願いを申し上げまして、終わりたいと思います。

○保岡委員長 次に、佐藤茂樹君。

きょうは、この区割り改定法案につきまして、新藤総務大臣初め総務省の皆さんと何点か議論を

させていただきたいと思うわけでございます。

一つは、今回のこの区割り改定法案が出てくる背景について、どのように認識されているかといふことをお尋ねしたいと思うんですね。

それは、昨年の衆議院小選挙区の一票の格差をめぐる訴訟で、相次ぐ高裁判決では、全ての訴訟で違憲もしくは違憲状態、そういうふうに判断されまして、戦後初の選挙無効判決まで下されました。司法がこういう厳しい判決を繰り返していることについては、立法府の一員として、我々も厳粛に受けとめなければいけない、そのように思ひます。

ですから、違憲状態の解消というのは、与野党を超えた、国会としての一日も早い責務である、そのようには考えてるんで。この一票の格差の是正は、もはや待ったなしである、そういう状態に來ているのではないかと思うんですが、一票の格差をめぐる相次ぐ高裁判決の状況及び総務大臣のこの判決結果に対する御認識について、まず冒頭、お尋ねをしたいと思います。

○新藤国務大臣 まさに、まことに厳しい判決がなされている、これは厳しい状況だということは私も認識をしております。

そして、昨年の十二月の衆議院総選挙に係る一票の格差訴訟、選挙無効判決が二件、事情判決が十三件、合憲ではあるが違憲状態、合理的期間未経過、これが二件だということでありまして、これは極めて厳しい。これを真摯に受けとめなければいけないと私も承知をしております。

そして、この一連の高裁の格差訴訟につきましては、最終的には最高裁判所においての判断がなされると思ひますから、その推移というものは注視をしていくということであります。

また、政府いたしましては、二十三年の最高裁の判決において違憲状態とされた選挙区間の格差の早期是正、これをまずやらなければいけないということにおいて、何度も御答弁申し上げておりますが、区割り審が活動して、そして今、区割りの勧告が出て、そして、それに基づいた我々の

法案が出来ました。その大もとにあるのは各党間の御議論であります。

そういう憲法上の要請、そして立法府からの要請、こういったものを踏まえて、私どもとすれば、まさに可及的速やかに、我々も作業を急いで国会に提出をさせていただいたところであります。

そこで、この委員会においてこのように御審議いただいていることはまことにありがたいことだ、このように思ひます。私どもとしては、この早期の成立、そしてまたそれを執行する、この責任がある、このように思ひます。

○佐藤(茂)委員 今総務大臣から御答弁いただきましたように、平成二十三年の三月に最高裁の判断が出てるわけですね。しかし、そのときの政権与党であった民主党が、これはマスコミも指摘しておりますように、解散・総選挙というものを恐れて、一年八ヶ月間にわたつて格差是正について放置してきたことは大変罪が重い、そのように私は思ひます。

最終的に、解散直前になりました、党首討論も経て、今回、このもとになりますいわゆる〇増五減の緊急是正法というのが、今大臣からありますように、当時の政権与党民主党はもちろんですが、我々公明党、自民党、さらにはほかの会派も賛成して成立をしたわけでございます。

そこで、改めて確認をしておきたいんですけど、昨年十一月に成立したいわゆる〇増五減の緊急是正法と今回出されてきました区割り改定法案の関係について、これは政府としてどのように認識されているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○新藤国務大臣 この緊急是正法は、平成二十三年三月の最高裁大法廷判決に応えるものとして、各党各会派の御議論を経て、立法府において制定された議員立法であります。そして、その緊急是正法によって、改定審の勧告に基づいて法案化したのが今回の区割り改定法案でございます。

そして、この緊急是正法のみでは一票の格差は正されないのであります。今回の区割り改定法

定法が成立して初めて一票の格差は正が完結する。そういう意味におきまして、委員が御指摘のとおり、この緊急是正法との区割り改定法案、これは一体のものと私も考えております。

○佐藤(茂)委員 今御答弁いたしましたように、私も、今回の区割り改定法案というの、昨年十一月の〇増五減の緊急是正法に基づく衆議院小選挙区の区割りを改定するものであって、まさに緊急是正法とは一体のものである、そう見るべきだと思います。これは我々政治家が言つているだけではなくて、マスコミ各紙の論調も、後で時間があれば紹介しますけれども、一致した見方なんですね。

○増五減の緊急是正法というのは、先ほども少し述べましたが、当時政権与党であった民主党を始め、我々、自民党、公明党のみならず、日本維新の会あるいはみんなの党などの各会派が賛成して成立をしたものです。民主党を初めとした各党が今になってこの区割り改定法案に反対姿勢を示されているというのは、どう考へても私は理解できません。わずか四カ月余りでの方針転換は御都合主義にもほどがあると私は考へております。これは私が言つているだけではありません。例えば、的を得たマスコミの論調の一つだけを紹介いたしますと、三月二十九日の読売新聞の四面では次のように述べられています。「〇増五減」という全く同じ中身の政治課題に、四ヶ月前は賛成、今度は反対――という態度の政党を、有権者はどう受け止めたらよいのだろう。今言つていることも、四ヶ月先には簡単に反古にするかもしれない。そんな政党の言つることは、誰も信じなくなっている。まさに私は、的を得たそういう論ではないかというふうに思つています。

ですから、〇増五減の緊急是正法と一体であつて、その改正法に基づく今回の区割り改定法案を成立させてこそ、緊急是正法の本旨をかなえ、司法の指摘に応えるもの、そのように私は考へるんですが、総務大臣の御見解を伺いたいと思いま

す。

○新藤国務大臣 御指摘のとおりでございます。

今回の区割り改定法案、これは法の形式といたしましては緊急是正法を前提としております。それは緊急是正法の一部改正法案という形にもなつてゐるわけであります。この議員立法と今回の私たち政府が提出したものとの関連性がここでもおわかりいただけるのではないか、このように思ひます。

そして、これは立法院の責任において、このようないい御議論をいただき、そして法案がきました。それに基づいて我々はお出しをしているわけでありまして、これは何としても、今、裁判所からの厳しい判決も相次いでおります、そういうふたとも踏まえて、まず国会がその厳しさを認識していると思いますし、我々は、可及的速やかにこれに対処しなければならない、こういう思いで今まで対応してきましたつもりであります。

○佐藤(茂)委員 そこで、改めて今の政府の考え方をお聞きしたいと思うんですが、〇増五減の緊急是正法に昨年十一月に賛成された政党の幹部から、今になつてこのような発言をされている方がいらっしゃいます。〇増五減では違憲状態の解消には不十分だ、そういう発言をたびたび重ねておられるわけでございますが、そして、その上に立てて、大幅な定数削減を含む抜本改革を主張されてゐるわけです。

総務大臣は、今回この法案を出されてきた責任者として、〇増五減では違憲状態の解消には不十分だ、こういう主張をされているその考えにどのような御認識を持つておられるか、御答弁をいただきたいと思います。

○新藤国務大臣 これは少しお時間を頂戴しながらやならないと思うんです。まず、一人別枠方式、これについての御議論があります。

一人別枠方式を定めた画定審議会の設置法の第三条第二項と現在の区割り改定法規、これは平成二十一年三月の最高裁大法廷判決において違憲状態と判示されているわけであります。そして、この違憲状態を解消するために、各党会派による御議論を経て立法院において制定されたのが緊急是正法、議員立法です。

そして、緊急是正法は、まず一人別枠方式の規定を廃止して、そしてそれにかかる〇増五減によりまして、これを平成二十二年の国勢調査人口に基づいて、仮に一人別枠方式で配分したところに基づいて、仮に一人別枠方式で配分したとするならば、それは定数が三百の場合には四増四減にならなければなりません。定数二百九十五でも一増六減。これは〇増五減とは違うものになります。

そしてまた、緊急是正法は、今回の区割りの改定について、直近の平成二十二年の国勢調査人口によること、そして選挙区間の人口の最大格差は二倍未満とすること、これを定めているわけであるわけであります。

そしてまた、緊急是正法は、今回の区割りの改定について、直近の平成二十二年の国勢調査人口によること、そして選挙区間の人口の最大格差は二倍未満とすること、これを定めているわけです。

そして、平成二十三年三月の最高裁大法廷判決は、そのような緊急是正法とほぼ同様の内容を定めている画定審設置法第三条一項について、投票価値の平等に配慮した合理的な基準であると判断しているのでございます。

したがつて、例えれば、改定案の作成に用いた国勢調査人口以外のそのほかの、またその後の推計人口などが二倍を若干上回ることになつていても、それは憲法上の問題になるということにはならないと私は考へてゐるわけであります。

○佐藤(茂)委員 今、御丁寧に御説明いただきました。

今回は、やはり政党としての責任が問われるんだろう、この議論というのは。ですから、いろいろな司法の判断のある部分をかじつて、不十分だとか、そういう御意見はいろいろあるかと思ひます。

ますけれども、しかし、やはり昨年の十一月にあつて、そのルールに基づいて出されてきた区割り改定法規というのは一体のものであつて、まずはこの先行処理した上で、その上でそれぞれ主張されてゐる抜本改革の議論は大いにやればいいんじやないか、私はそういう考え方に基づいて先ほどの質問をさせていただいているところでござります。

これは、立法院にいる我々だけではなくて、世論調査の結果も顕著に出てきているわけでございます。

最近のNHKの世論調査によると、衆議院選挙の一票の格差をめぐり、政府・与党が、小選挙区の〇増五減の法律に基づいて区割りを見直さなければなりません。投票の格差をぎりぎり二倍未満に抑える法案を選挙制度の見直しより先に成立させるとしている方針について、賛成が三三%、反対が一七%と明確に出ております。

また、四月十六日付の読売新聞の直近の調査では、これは四月十一から十四日に調査されたそうなんですが、〇増五減を実現する区割り法案について、今国会で成立させるべきだと回答が六五%に上りました。そうは思はないの一七%を大きく上回った、そういう報道でございます。

ですから、一票の格差を早急に是正すべきといふのが今の多くの国民の声である。言いかえれば、国民の声は一票の格差は正を進めよ、そういうことをだと私は認識しておりますけれども、総務大臣の所見を伺いたいと思います。

○新藤国務大臣 そうした報道があることは私も承知をしております。また、国民の間においてこのような御理解があるということだ、このように思つております。

そして、何度も申しますが、これまでの立法院の中でのそういう御議論を経て、そして国民の代表が決めた、このことに沿つて、我々はそれを思つております。

○新藤国務大臣 そうした報道があることは私も承知をしております。また、国民の間においてこのような御理解があるということだ、このように思つております。

行政府として執行していくことであつますが、いろいろな国民の声も踏まえながら、これは

<p>とにかく、今回きちんと成立をさせなければいけない、このように思つておりまして、それをお願いさせていただいているところでございます。</p> <p>○佐藤(茂)委員 そこで、今まで主要なことをもうお聞きしたので、あと、そのほかに細かいことをお聞きしたいと思うんですが、万が一、国会等でこれらの審議が滞つて、○増五減の緊急是正法に基づくこの区割り改定法案が成立しない場合、これはどのような事態が想定されると考えておられるのか、総務省の見解を伺つておきたいと思います。</p> <p>○米田政府参考人 今回のこの区割り改定法案が成立しない場合でありますけれども、もう既に平成二十三年三月の最高裁大法廷判決で違憲状態と判示をされ、かつ年の衆議院総選挙に係る格差訴訟の一連の高裁判決で違憲もしくは違憲状態という厳しい判決が相次ぐ中で、格差は正の立法措置が全く行われないまま現行の区割り規定が残置するということになるものというふうに思われます。</p> <p>今後、最高裁判決が予定されている状況下で、格差は正が行われないままこの最高裁判決を迎える事態ということも懸念されるところだと思います。</p> <p>○佐藤(茂)委員 ですから、これは秋があるいは年末に最高裁判決があるというように言われていらんすけれども、このまま放置しておくと、今選挙部長がおつしやったように、司法から厳しい指弾を下されるというか、そういう可能性がやはりあるわけでございまして、我々は、そういう意味からも、もう待つたなしで、こういう一票の格差を是正する今回の法案については、立法府として真摯に取り組んでいかなければいけない、そのように考えております。</p> <p>もう一つは、先ほど総務大臣も言われておりましたけれども、今回この区割り改定法案では、選挙区間の最大人口格差は二・五一四倍から一・九九八倍に縮小して、この選挙制度、並立制を導入して以来、初めて格差が二倍を超えるそういう</p>
<p>案だと私は思いますが、しかし、一部の報道によれば、一票の格差が既に実態として二倍を超える選挙区がある、そういう報道もなされてゐるわけですが、それは、国勢調査の推計とかあることは伺いたいのは、この小選挙区の区割りを、今は住民基本台帳に基づく人口ではもう違うんだだ、そういうことを言われる論があるわけです。</p> <p>そこで伺いたいのは、この小選挙区の区割りを、十年ごとに行われる国勢調査の結果による人口を基本とされる根拠、さらに、直近の住民基本台帳による人口で一票の格差を判断されない理由、ここについて政府の見解をお伺いしておきたいと思います。</p> <p>〔委員長退席、平沢委員長代理着席〕</p> <p>○米田政府参考人 今回の区割りにつきましては、○増五減による緊急是正法が根拠になつておられます、これは平成二十二年の国勢調査人口を用いることというふうにしております。</p> <p>さらに、これまでの改定におきましては、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の三条、それから四条におきまして、審議会は、原則として、十年ごとの全数調査に基づく大規模国勢調査の結果による人口を用いて区割りの改定案を作成することとされているところであります。</p>
<p>このように、従来から衆議院小選挙区の改定について国勢調査の人口を用いている理由でありますけれども、一つは、国勢調査人口というのと、今国勢調査という、人口の把握そのものを目的とした、法令に基づき全国一斉に行われる実地調査にすけれども、一つは、国勢調査人口というのと、今選挙部長がおつしやったように、司法から厳しい指弾を下されるというか、そういう可能性がやはりあるわけでございまして、我々は、そういう意味からも、もう待つたなしで、こういう一票の格差を是正する今回の法案については、立法府として真摯に取り組んでいかなければいけない、そのように考えております。</p> <p>もう一つは、先ほど総務大臣も言われておりましたけれども、今回この区割り改定法案では、選挙区間の最大人口格差は二・五一四倍から一・九九八倍に縮小して、この選挙制度、並立制を導入して以来、初めて格差が二倍を超えるそういう</p>
<p>すけれども、これは、住民基本台帳法の規定に基づきまして、市町村に住所を有する者として、住民からの届け出に基づき住民基本台帳に記録されれば、一票の格差が既に実態として二倍を超える選挙区がある、そういう報道もなされてゐるわけですが、それは、国勢調査の推計とかあることは、住民基本台帳に基づく人口ではもう違うんだだ、そういうことを言われる論があるわけです。</p> <p>そこで伺いたいのは、この小選挙区の区割りを、十年ごとに行われる国勢調査の結果による人口を基本とされる根拠、さらに、直近の住民基本台帳による人口で一票の格差を判断されない理由、ここについて政府の見解をお伺いしておきたいと思います。</p> <p>〔平沢委員長代理退席、委員長着席〕</p> <p>○佐藤(茂)委員 よくわかりました。ですから、人口の把握そのものを目的とした、非常に確度の高い国勢調査を基準にして扱われている、そういうことを明快に答弁いただきました。</p> <p>それで、今回の区割り改定法案の周知の仕方についてお聞きをしておきたいと思うんですけども、今回は、先ほどから自民党の委員の皆さんも質問されておりましたが、今回の○増五減の緊急是正法によつて定数一減となる福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県の五県はもちろんなんすけれども、今回の改定案では、選挙区が変更されるのが、何と十七都県四十二選挙区に広がるわけですね。私は、これは意外に多くの都県と選挙区に影響が及び、変更が余儀なくされるなどいうのが率直な想いでございます。</p> <p>ですから、今回、附則第一条で施行期日が改正されまして、公布の日から起算して一月を経過した日となつておりますけれども、この一ヶ月の周知期間で十分なのかどうか。また、関係する自治体、地域、そして何よりも有権者への選挙区変更の周知などをどのように行つていかれるのか。政府の見解を伺つておきたいと思います。</p> <p>ということ。それから二点目といつしまして、衆議院議員の定数配分については、大正十四年の衆議院議員選挙法以来一貫して国勢調査人口を基準として行われてきたということ。それから三つ目といたしまして、議員の定数配分というのはある程度の安定性を要するということ。この三点等の理由によるものというふうに言われてきておりま</p> <p>す。</p> <p>なお、御指摘の住民基本台帳の人口でございましては、有権者、選挙管理委員会、政党等に十分御理解いたたくことが非常に重要だというふうに認識しております。</p> <p>御指摘の、いわゆる周知期間でござりますけれども、今回の区割り改定法につきましては、法の</p>

うことはほとんどないんですけれども、基本的にそろつた部分があるんです。そこをえて紹介させていただきます。

例えば、四月三日の朝日新聞の社説は、「なすべきことは明らかだ。」「まずは、これにもとづく公職選挙法改正案を、今国会で成立させることである。自民、公明両党が、その先行処理を求めているのは当然だ。」「まずは○増五減で格差を二倍以内に収める。これは国会として最低限の責任だ。」こう言われています。

読売新聞は、三月三十日の社説で、「与野党は「違憲」を重く受け止めねばならない。」「区割り法案を先行処理すべきだ。」こういうふうに言っています。

毎日新聞は、三月一十九日の社説で、「違憲判決を突きつけられた立法府の最低限の責務として、ますこの改定案を今国会で即座に成立させるべきである。」

次に、産経新聞、三月二十九日の主張で、「自らの怠慢に警告を突き付けられた与野党には、この新区割りの公職選挙法改正案を最優先で成立させる責務がある。」

日経、四月四日の社説、「喫緊の課題は全国の高裁から違憲判決を突き付けられた一票の格差の是正である。」「半歩でも前進した方がよい。先行処理は当然である。」

こういう、もう五大紙がこそつて区割り改定法案については先行処理すべきだ、そういうふうに言つてはいるわけでございます。

ですから、法案の早期成立というのは、立法府の最低限の責務でございます。立法府が司法から突きつけられた課題に即答しなければ、政治は信頼を取り戻せなくなつてしまします。だからこそ、定数削減を含む選挙制度の抜本改革とは切り離して、まずは○増五減の区割り改定法案を最優先で成立させるべきだ、そのように考えますけれども、総務大臣の今法案成立に向けた決意を最後にお伺いしたいと思います。

○新藤国務大臣 今、佐藤委員が完全な形で世論

を御紹介いただきました。そしてまた、議論も整理していただいたと思います。そういった国民の声、また、それが報道であらわれている、こういふことを御紹介いただいたわけであります。

我々とすれば、これは、まず、憲法上の要請がある、そして立法府からの御要請に基づいた法律によりこれを準備してきて今回お出ししている。行政府としては、これをとにかく適切に、可及的速度やかに対処しなくてはならない、そういう責任を持つて臨んでおるわけでありまして、まず、この御審議をしっかりとしていただき、そして成立をさせていただきたい、このことを強くお願いをしたいと思います。

○佐藤(茂)委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○保岡委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

別表第一(第十三条関係)

北海道
札幌市
中央区
西区
札幌市
北区
札幌市
東区
札幌市
南区
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
和寒町
劍淵町
下川町
美深町
音威子府村
中川町
函館市
根室市
釧路市
根室市
小樽市
札幌市
厚別区
江別市
清田区
札幌市
手稻区
千歳市
豊平区
白石区
北海道後志総合振興局管内
北海道根室振興局管内
北海道釧路総合振興局管内
北海道渡島総合振興局管内
北海道檜山振興局管内
北海道石狩振興局管内
北海道胆振総合振興局管内
北海道日高振興局管内

比布町
愛別町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
和寒町
劍淵町
下川町
美深町
音威子府村
中川町
函館市
根室市
釧路市
根室市
小樽市
札幌市
厚別区
江別市
清田区
札幌市
手稻区
千歳市
豊平区
白石区
北海道後志総合振興局管内
北海道根室振興局管内
北海道釧路総合振興局管内
北海道渡島総合振興局管内
北海道檜山振興局管内
北海道石狩振興局管内
北海道胆振総合振興局管内
北海道日高振興局管内

比布町
愛別町
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
南富良野町
占冠村
和寒町
劍淵町
下川町
美深町
音威子府村
中川町
函館市
根室市
釧路市
根室市
小樽市
札幌市
厚別区
江別市
清田区
札幌市
手稻区
千歳市
豊平区
白石区
北海道後志総合振興局管内
北海道根室振興局管内
北海道釧路総合振興局管内
北海道渡島総合振興局管内
北海道檜山振興局管内
北海道石狩振興局管内
北海道胆振総合振興局管内
北海道日高振興局管内

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一
部を改正する法律の一部を改正する法律案
衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

第二条中公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)
第二条中公職選挙法別表第一の改正規定を次の
ように改める。

別表第一を次のように改める。

○新藤国務大臣

The map illustrates the administrative divisions of the northern part of the Aomori region, specifically the districts (区) and towns (町) under the管内 (within) area of the Aomori Prefectural Office. The districts are numbered from 1 to 8, and the towns are grouped by district.

- 第一区 (District 1):** Includes the towns of Iwate, Miyako, and Kitaibaraki.
- 第二区 (District 2):** Includes the towns of Hachinohe, Tsuruoka, and Oshika.
- 第三区 (District 3):** Includes the towns of Kitaibaraki, Noshiro, and Kitaibaraki.
- 第四区 (District 4):** Includes the towns of Hachinohe, Tsuruoka, and Oshika.
- 第五区 (District 5):** Includes the towns of Hachinohe, Tsuruoka, and Oshika.
- 第六区 (District 6):** Includes the towns of Hachinohe, Tsuruoka, and Oshika.
- 第七区 (District 7):** Includes the towns of Hachinohe, Tsuruoka, and Oshika.
- 第八区 (District 8):** Includes the towns of Hachinohe, Tsuruoka, and Oshika.

青森市 (Aomori City): Labeled as "管内に属しない区域" (not within the管内 area).

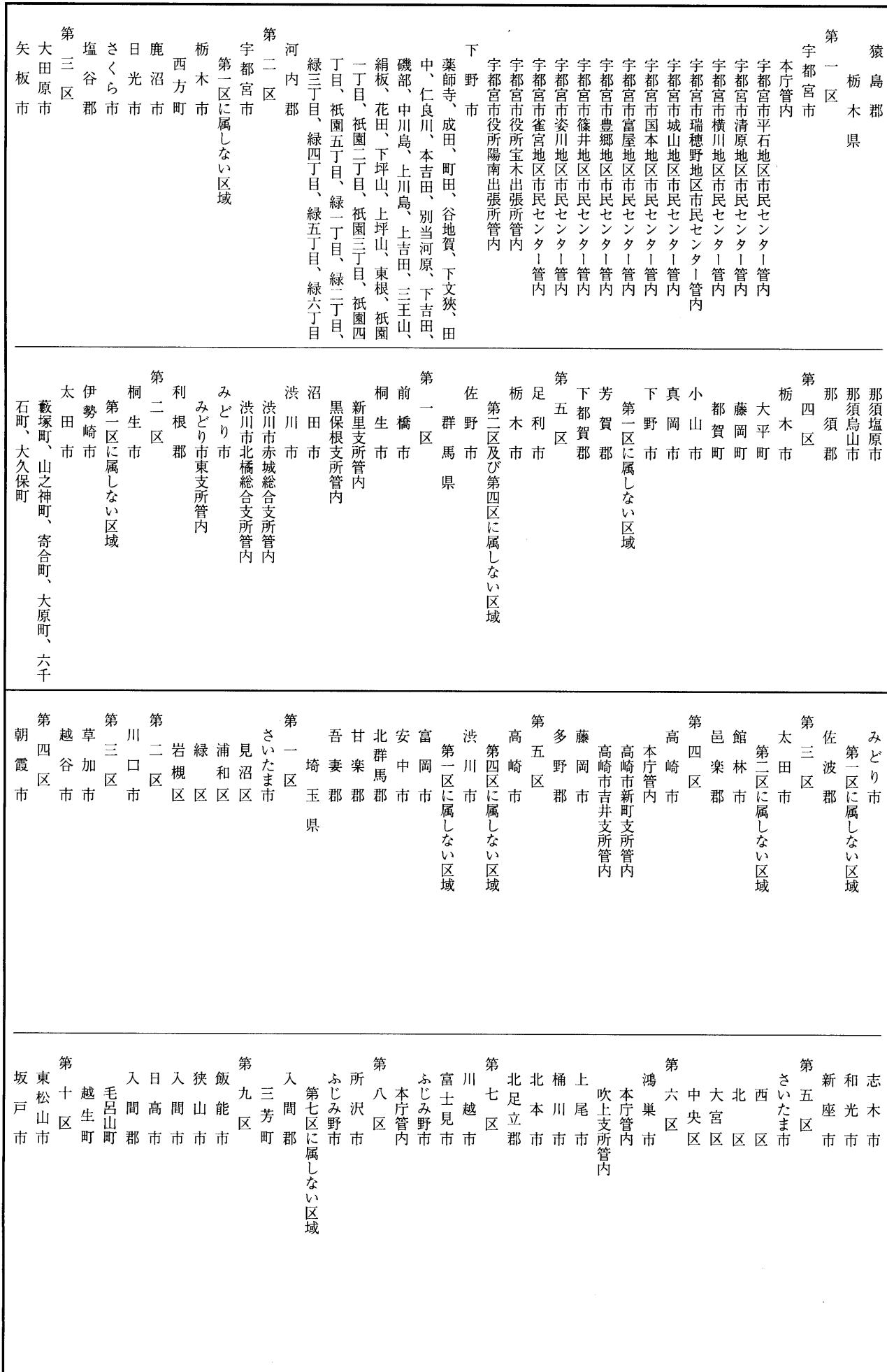
本庁管内 (Within the main office's管内 area):

- 盛岡市役所青山支所管内 (Aomori City Office, Shirogane Branch Office管内)
- 盛岡市役所築川支所管内 (Aomori City Office, Tsuchikawa Branch Office管内)
- 盛岡市役所太田支所管内 (Aomori City Office, Ota Branch Office管内)
- 盛岡市役所繫支所管内 (Aomori City Office, Seta Branch Office管内)
- 盛岡市役所都南総合支所管内 (Aomori City Office, Toyonan General Branch Office管内)

Map of the northern part of Miyagi Prefecture showing administrative divisions and districts. The map includes labels for districts like First, Second, and Third Districts, and towns like Matsushima, Oshika, and Kamaishi. A note indicates that the fifth district does not belong to the northern area.

第一区 第一区 第一区 第一区 第一区 第一区 第一区 第一区 第一区
双葉区 五井区 大河原区 南喜多方区 田石川区 東白川区 西瀬川区 岩賀川区 田須川区 白瀬川区 須賀川区 伊達宮市 伊達松市 伊達山市 伊馬市 伊馬島市 相馬市 相馬島市 南相馬市 南相馬島市 福島市 福島島市 鮑島市 鮑島島市 東福島市 東福島島市 最上庄川市 新田川市 新田川島市 酒田市 酒田島市

水戸市	本戸管内
水戸市役所常澄出張所管内	下妻市
水戸市役所赤塚出張所管内	下妻、長塚、砂沼新田、坂本新田、大木新 田、石の宮、堀篭、坂井、比毛、横根、平 川戸、北大宝、大宝、大串、平沼、福田、 下木戸、神明、若柳、下宮、数須、筑波島、 下田、中郷、黒駒、江、平方、尻手、渋井、 桐ヶ瀬、前河原、赤須、柴、半谷、大木、 南原、上野、関本下、袋畑、古沢、小島、 二本紀、今泉、中居指、新堀、加養、亀崎、 樋橋、肘谷、山尻、谷田部、柳原、安食、 高道組、本城町一丁目、本城町二丁目、本 城町三丁目、小野子町一丁目、小野子町二 丁目、本宿町一丁目、本宿町二丁目、田町 一丁目、田町二丁目
笠間市	笠間市
常陸大宮市	御前山総合支所管内
筑西市	笠間市役所笠間支所管内
桜川市	第一区に属しない区域
東茨城郡	第一区に属しない区域
城里町	第一区に属しない区域
第二区	第一区に属しない区域
水戸市	第一区に属しない区域
笠間市	第一区に属しない区域
鹿嶋市	第一区に属しない区域
潮来市	第一区に属しない区域
神栖市	第一区に属しない区域
行方市	第一区に属しない区域
鉾田市	第一区に属しない区域
小美玉市	第一区に属しない区域
本庁管内	第一区に属しない区域



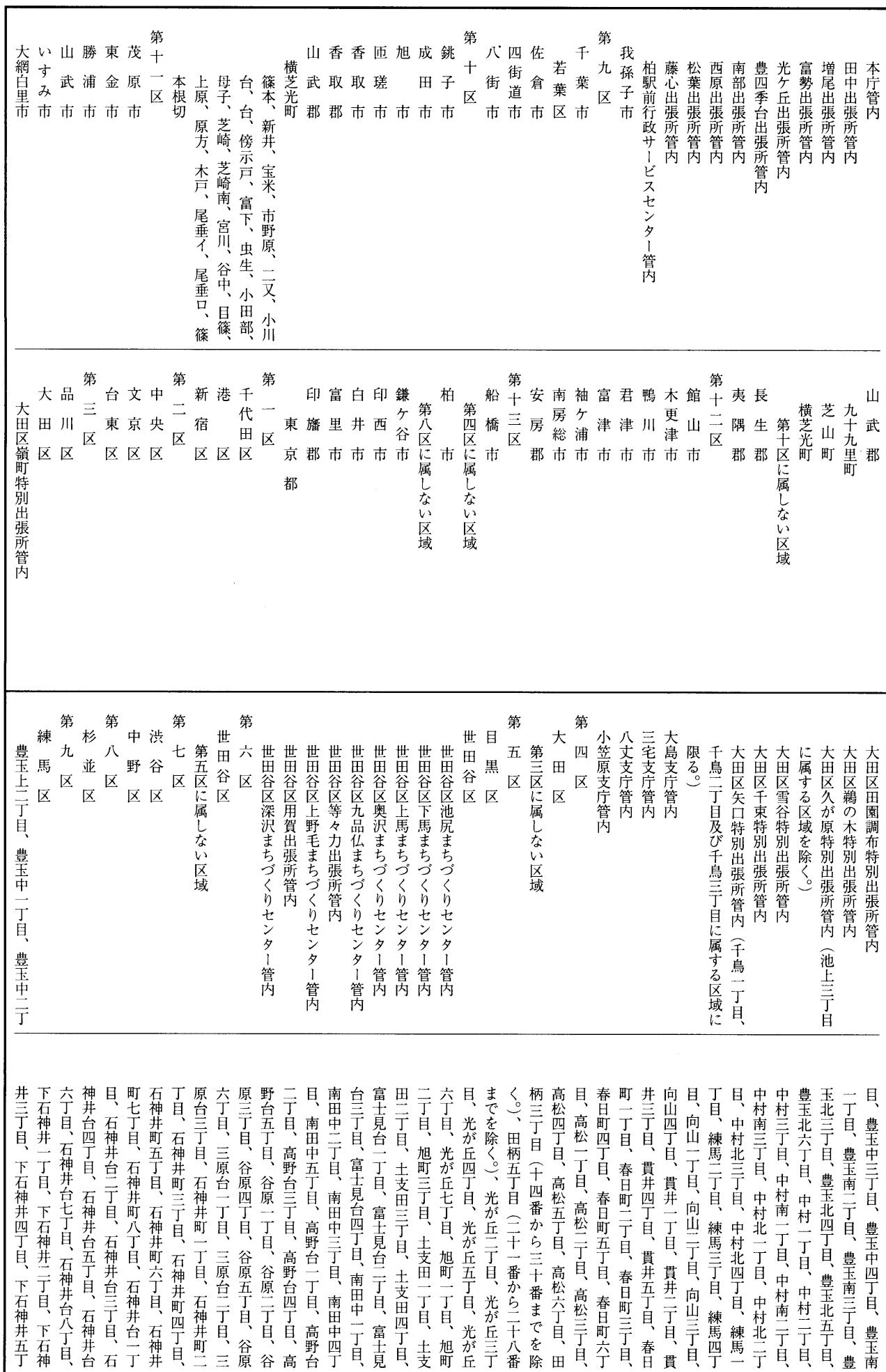
熊谷市	比企郡	鶴ヶ島市		
熊谷市役所江南行政センター管内				
秩父市	本庄市	深谷市		
児玉郡	里郡	秩父郡		
大里郡	深谷市	児玉郡		
第六区に属しない区域	第六区に属しない区域	第六区に属しない区域		
第十二区	第十二区	第十二区		
熊谷市	熊谷市	熊谷市		
春日部市	春日部市	春日部市		
赤沼一ノ割、一ノ割二丁目、一ノ割三丁目、一ノ割四丁目、牛島 内牧、梅田、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅 田三丁目、梅田本町一丁目、梅田本町二丁 目、大枝、大沼一丁目、大沼二丁目、大沼 三丁目、大沼四丁目、大沼五丁目、大沼六 丁目、大沼七丁目、大場、大畑、大畑、柏 壁二丁目、柏壁三丁目、柏壁三丁目、柏壁 四丁目、柏壁東一丁目、柏壁東二丁目、柏 壁東三丁目、柏壁東四丁目、柏壁東五丁目、 柏壁東六丁目、上大増新田、上蛭田、小渕、 榮町一丁目、榮町二丁目、榮町三丁目、下 大増新田、下蛭田、新川、薄谷、千間二丁 目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、 中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中 央七丁目、中央八丁目、銚子口、道口蛭田、 道順川戸、豊野町一丁目、豊野町二丁目、 豊野町三丁目、武里中野、新方袋、西八木	行田市	加須市	羽生市	鴻巣市
第十三区	第十三区	第十三区		

崎一丁目、西八木崎二丁目、西八木崎三丁目、八丁目、花積、浜川戸一丁目、浜川戸二丁目、樋掘、樋籠、備後西二丁目、備後西二丁目、備後西三丁目、備後西四丁目、備後西五丁目、備後東二丁目、備後東二丁目、備後東三丁目、備後東四丁目、備後東五丁目、備後東六丁目、備後東七丁目、備後東八丁目、藤塚、不動院野、本田町一丁目、本田町二丁目、増富、増戸、増田新田、南緑町二丁目、綠町二丁目、綠町三丁目、綠町四丁目、綠町五丁目、綠町六丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南栄町、南中曾根、八木崎町、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原新田、豊町一丁目、豊町二丁目、豊町三丁目、豊町四丁目、豊町五丁目、豊町六丁目、久喜市、久喜市管内、久喜市菖蒲総合支所管内、春日部市、第十四区、南埼玉郡、蓮田市、白岡市、南埼玉郡、北葛飾郡、三郷市、吉川市、幸手市、八潮市、久喜市、久喜市、第十三区に属しない区域、第十三区に属しない区域

Map of Chiba City showing administrative divisions and districts. The map includes labels for the five districts (First to Fifth) and their respective towns and villages.

第一区 千葉市
第二区 稲毛区 中央区
第三区 花見川区 留志野市
第四区 千葉市 緑区 市原市
第五区 千葉市 船橋市
 - 本庁管内
 - 船橋市二宮出張所管内
 - 船橋市芝山出張所管内
 - 船橋市高根台出張所管内
 - 船橋市習志野台出張所管内
 - 船橋市西船橋出張所管内
 - 船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

柏	第 八 区	市	第六区に属しない区域
	第七区	松戸市	常盤平支所管内
	第六区	市川市	第五区に属しない区域
	第五区	浦安市	行徳支所管内
	第四区	松戸市	本庁管内
	第三区	流山市	六実支所管内
	第二区	野田市	矢切支所管内
	第一区	柏	東部支所管内
			丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、南八幡一丁目、南八幡二丁目、南八幡三丁目、南八幡四丁目、南八幡五丁目、東菅野一丁目、東菅野二丁目、東菅野三丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、東浜一丁目、田尻、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻四丁目、田尻五丁目、高谷、高谷一丁目、高谷二丁目、高谷三丁目、高谷新町、原木、原木一丁目、原木二丁目、原木三丁目、原木四丁目、二俣、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣新町、上妙典



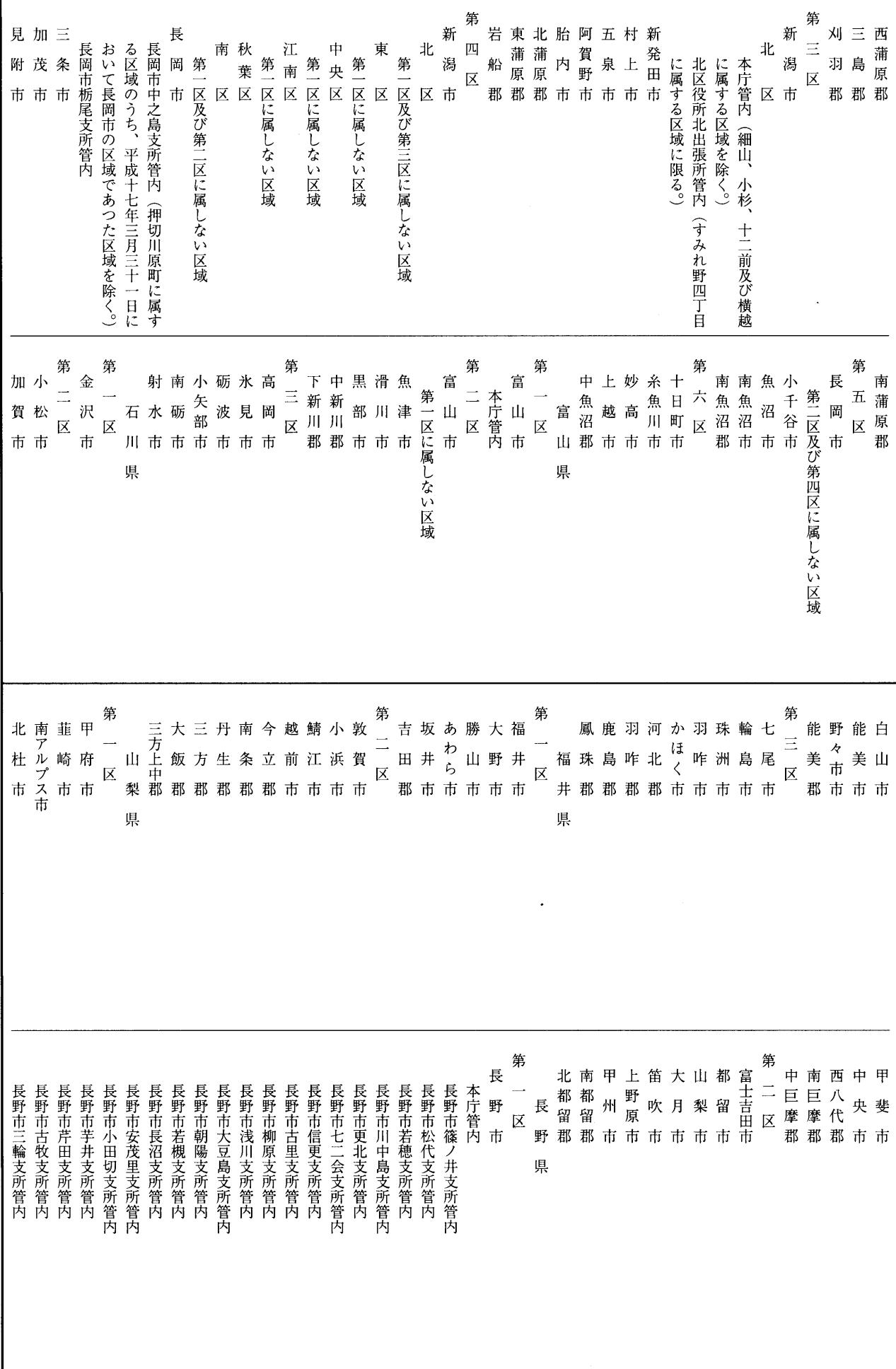
泉二丁目、下石神井六丁目、東大泉二丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉二丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

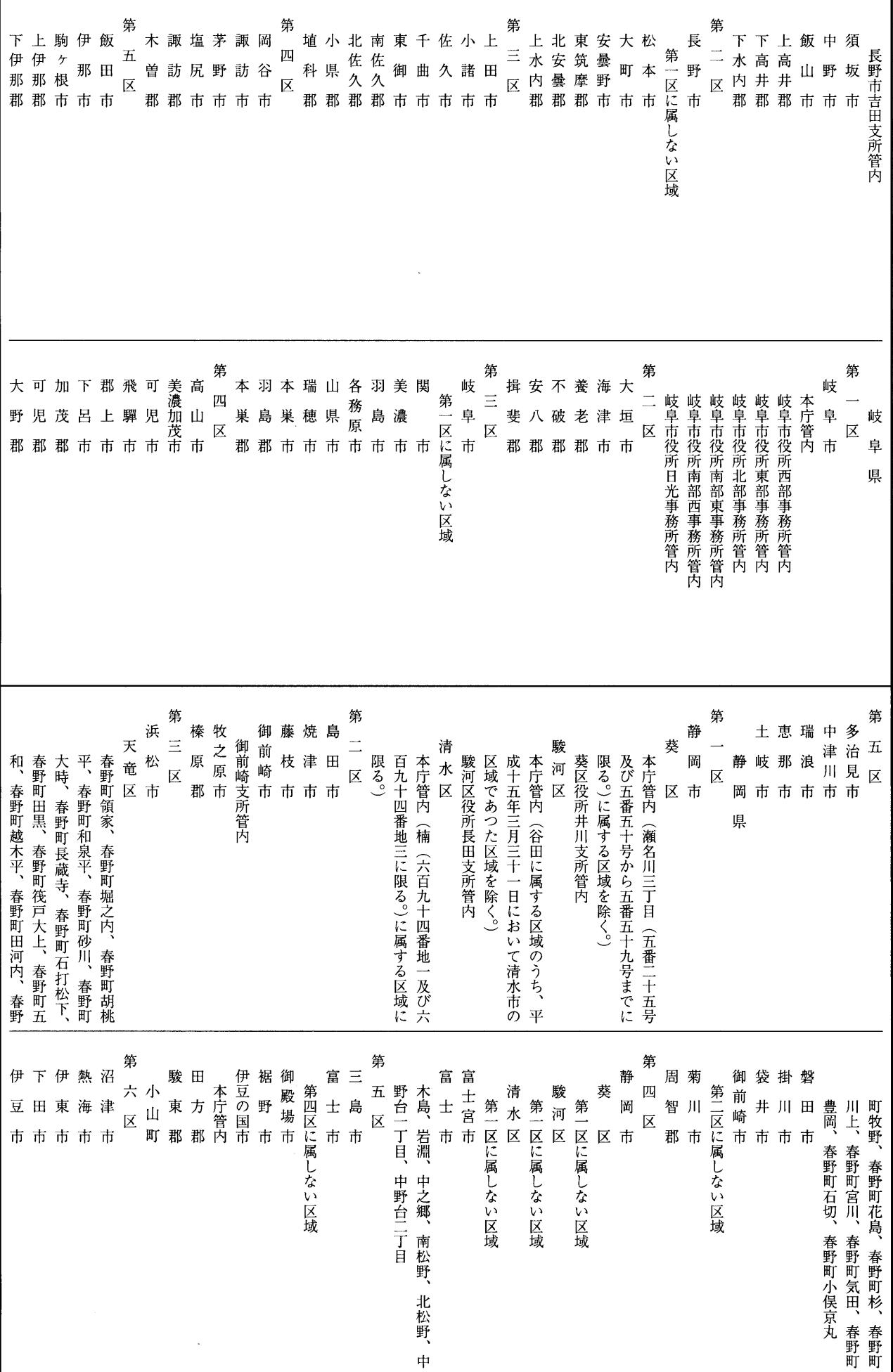
A map showing the 23 Special Wards of Tokyo, each labeled with its name and a small illustration. The wards are arranged in three rows: the first row contains Minato (Minato River), Chiyoda, Chiyoda-ku, and Chiyoda-ku; the second row contains Taito (Taito River), Adachi, Arakawa, and Arakawa-ku; the third row contains Bunkyo (Bunkyo River), Toshima, Nakano, and Nakano-ku.

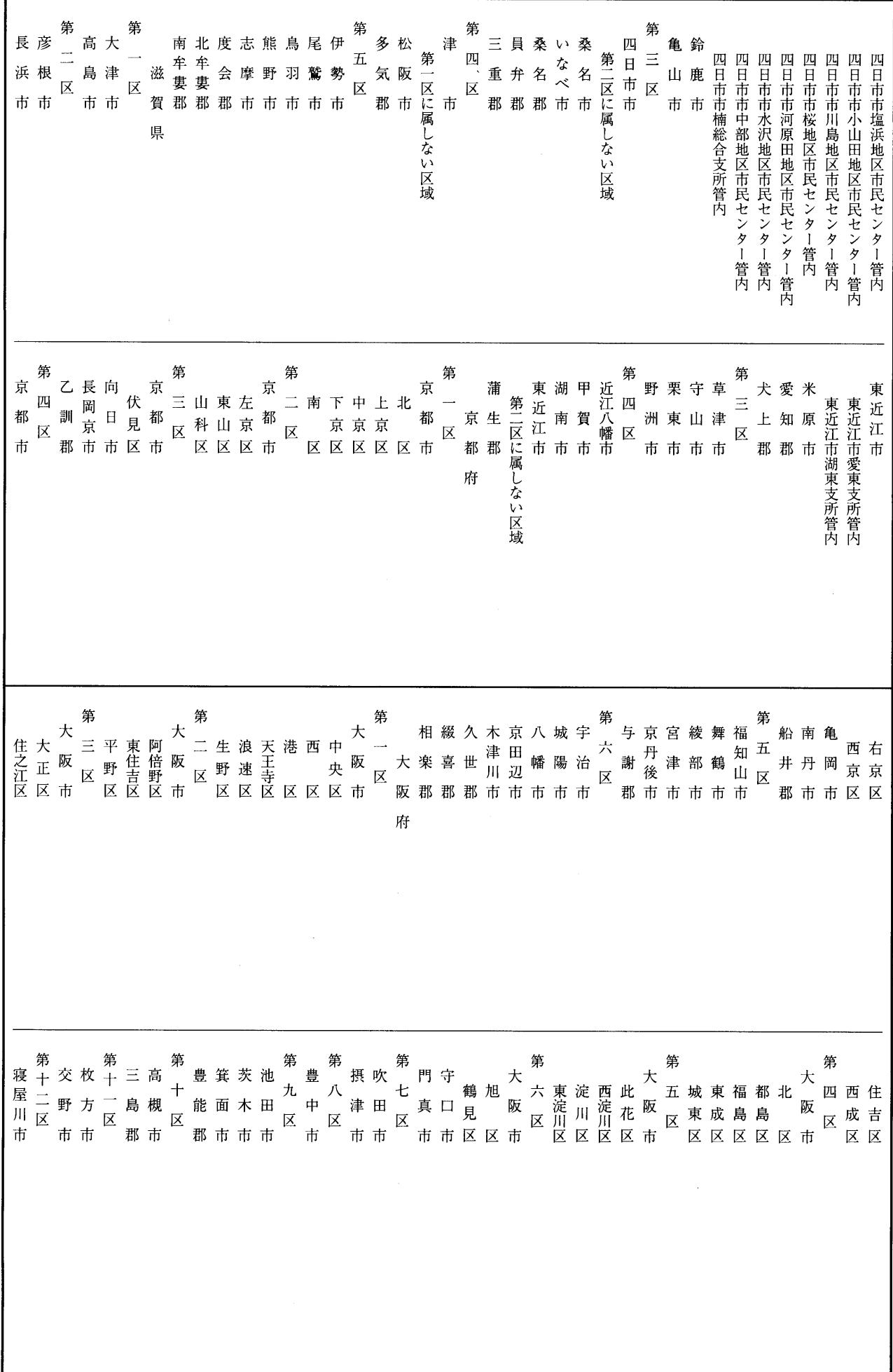
第三区 横浜市 南区
第四区 横浜市 神奈川区 鶴見区
第五区 横浜市 逗子市 船岡区
第六区 横浜市 戸塚区 濱谷区
第七区 横浜市 港北区 旭区
第八区 横浜市 都筑区 青葉区
第九区 横浜市 多摩区 姬崎区
第十区 横浜市 生麻区 幸中区
川崎市 川崎区 川崎区
中原区 中原区
新丸子町、新丸子東二丁目、新丸子東二
丁目、新丸子東三丁目、丸子通一丁目、

第一類 第二号 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第九号 平成二十五年四月十八日	
本二丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、元橋本町	
丸子通三丁目、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町二丁目、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、小杉陣屋町二丁目、等々力、木月一丁目、木月二丁目、木月三丁目、木月四丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、刈宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井、今井西町、井田一丁目、井田二丁目、井田三丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉	小杉町三丁目、小杉町二丁目、小杉御殿町一丁目、小杉陣屋町二丁目、小杉御殿町二丁目、小杉町二丁目、等々力、木月一丁目、木月二丁目、木月三丁目、木月四丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、刈宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井、今井西町、井田一丁目、井田二丁目、井田三丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉
第十一区 横須賀市	第十一区 横須賀市
第十三区 大和市	第十三区 大和市
第十四区 海老名市	第十四区 海老名市
第十五区 相模原市	第十五区 相模原市
中平塚市	中平塚市
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
第十六区 東中央区	第十六区 東中央区
厚木市	厚木市
伊勢原市	伊勢原市
愛甲郡	愛甲郡
第十七区 南足柄市	第十七区 南足柄市
小田原市	小田原市
秦野市	秦野市
南足柄市	南足柄市
第十八区 足柄上郡	第十八区 足柄上郡
足柄下郡	足柄下郡
川崎市	川崎市
中原区	中原区
第一区 新潟市	第一区 新潟市
高津区	高津区
宮前区	宮前区
新潟県	新潟県
第十区に属しない区域	第十区に属しない区域
第一区 新潟市	第一区 新潟市
西区 本庁管内 (天野に属する区域に限る。)	西区 本庁管内 (天野に属する区域に限る。)
西区役所西出張所管内 (四ツ郷屋及び興兵衛野新田に属する区域を除く。)	西区役所西出張所管内 (四ツ郷屋及び興兵衛野新田に属する区域を除く。)
西区役所黒埼出張所管内	西区役所黒埼出張所管内
第二区 新潟市	第二区 新潟市
南区役所味方出張所管内	南区役所味方出張所管内
南区役所月潟出張所管内	南区役所月潟出張所管内
西蒲区	西蒲区
南区	南区
長岡市	長岡市
第一区に属しない区域	第一区に属しない区域
東区 本庁管内	東区 本庁管内
北区役所北出張所管内 (すみれ野四丁目に属する区域に限る。)	北区役所北出張所管内 (すみれ野四丁目に属する区域を除く。)
東区役所石山出張所管内 (亀田中島四丁目に属する区域を除く。)	東区役所石山出張所管内 (亀田中島四丁目に属する区域を除く。)
中央区 本庁管内	中央区 本庁管内
中央区役所東出張所管内	中央区役所東出張所管内
中央区役所南出張所管内 (鵜ノ子及び龜田早通に属する区域を除く。)	中央区役所南出張所管内 (鵜ノ子及び龜田早通に属する区域を除く。)
佐渡市	佐渡市
柏崎市	柏崎市
長岡市	長岡市
長岡市寺泊支所管内	長岡市寺泊支所管内
長岡市三島支所管内	長岡市三島支所管内
長岡市小国支所管内	長岡市小国支所管内
長岡市和島支所管内	長岡市和島支所管内
長岡市越路支所管内	長岡市越路支所管内
長岡市与板支所管内	長岡市与板支所管内
天野、天野一丁目、天野二丁目、天野三丁目、粟山、姥ヶ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久藏興野、藏岡、酒屋町、笛山、三百地、鐘木、清五郎、曾川、楚川、曾野木一丁目、曾野木二丁目、太右工門新田、俵柳、直り山、長潟、中野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山、丸潟新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、兩川一丁目、兩川二丁目、和田、割野	天野、天野一丁目、天野二丁目、天野三丁目、粟山、姥ヶ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久藏興野、藏岡、酒屋町、笛山、三百地、鐘木、清五郎、曾川、楚川、曾野木一丁目、曾野木二丁目、太右工門新田、俵柳、直り山、長潟、中野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山、丸潟新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、兩川一丁目、兩川二丁目、和田、割野

—







第八区	芦屋市
第九区	尼崎市
第十区	明石市
第十一区	加古川市
高砂市	本市
加古郡	南あわじ市
淡路市	淡路市
姫路市	相野、青山、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山北一丁目、青山北二丁目、青山山北三丁目、青山西一丁目、青山西二丁目、青山西三丁目、青山西四丁目、青山西五丁目、青山南一丁目、青山南二丁目、青山南三丁目、青山南四丁目、朝日町、阿保、網干区網干浜、網干区大江島、網干区大江島寺前町、網干区大江島古川町、網干区興浜、網干区垣内北町、網干区垣内中町、網干区垣内西町、網干区垣内東町、網干区垣内本町、網干区垣内南町、網干区北新在家、網干区坂出、網干区坂上、網干区新在家、網干区田井、網干区高田、網干区津市場、網干区浜田、網干区福井、網干区宮内、網干区余子浜、網干区和久、嵐山町、飯田、飯田二丁目、飯田二丁目、飯田三丁目、生野町、石倉、市川台一丁目、市川台二丁目、伊伝居目、伊伝居、威德寺町、井ノ口、今宿、岩端町、魚町、打越、梅ヶ枝町、梅ヶ谷町、駅前町、太市中、大塩町、大塩町汐咲二丁目、大塩町汐咲三丁目、大塩町汐咲三丁目、

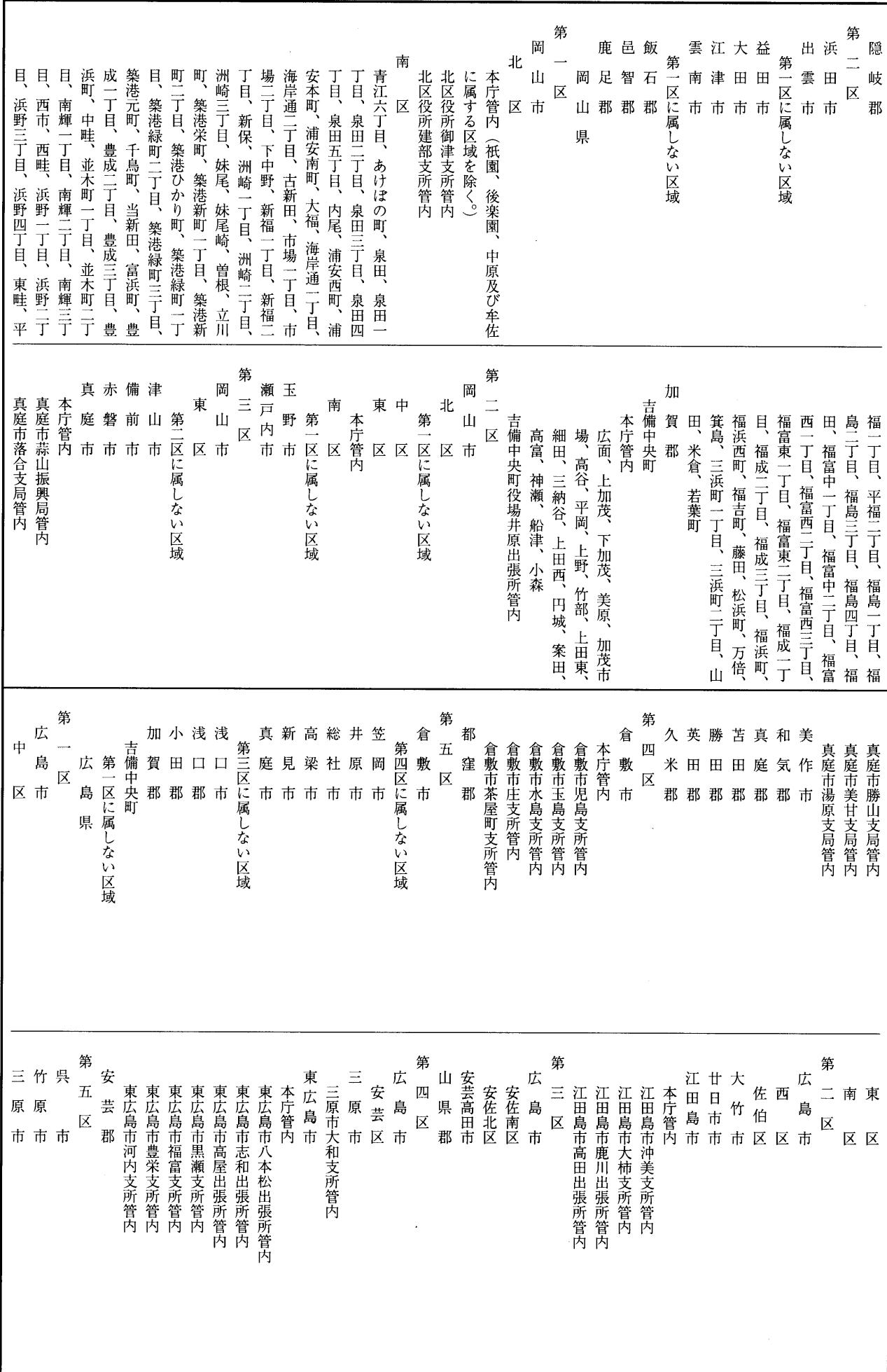
区惠美酒町二丁目、大津区大津町一丁目、大津
大塩町宮前、大津区惠美酒町二丁目、大津
大津区大津町三丁目、大津区大津町二丁目、
大津区大津町四丁目、大津区勘兵衛町一丁
吉美、大津区新町一丁目、大津区新町二
岡田、岡町、奥山、鍵町、柿山伏、鍛冶町、
片田町、刀出、刀出栄立町、勝原区朝日谷
片目、大津区天満、大津区長松、大津区西
土井、大津区平松、大津区真砂町、大野町、
勝原、岡町、奥山、鍵町、柿山伏、鍛冶町、
片田町、刀出、刀出栄立町、勝原区朝日谷
勝原区大谷、勝原区勝原町、勝原区勝山町、
勝原区熊見、勝原区下太田、勝原区宮田、
勝原区山戸、勝原区丁、金屋町、兼田、上
大野一丁目、上大野二丁目、上大野三丁目、
上大野四丁目、上大野五丁目、上大野六丁
目、上大野七丁目、上片町、上手野、神屋
町、神屋町一丁目、神屋町二丁目、神屋町
三丁目、神屋町四丁目、神屋町五丁目、神
屋町六丁目、亀井町、亀山、亀山一丁目、
亀山二丁目、川西、川西台、神田町一丁目、
神田町二丁目、神田町三丁目、神田町四丁
目、北今宿一丁目、北今宿二丁目、北今宿
三丁目、北新在家一丁目、北新在家二丁目、
北新在家三丁目、北原、北平野一丁目、北
平野二丁目、北平野三丁目、北平野四丁目、
北平野五丁目、北平野六丁目、北平野奥地
前中町、木場前七反町、京口町、京町一丁
目、京町二丁目、京町三丁目、楠町、久保
町、栗山町、車崎一丁目、車崎二丁目、車
夢前台二丁目、木場、木場十八反町、木場
崎三丁目、景福寺前、国府寺町、五軒邸一
丁目、五軒邸二丁目、五軒邸三丁目、五軒
邸四丁目、小姓町、琴岡町、古二階町、河
町、吳服町、米屋町、小利木町、五郎右

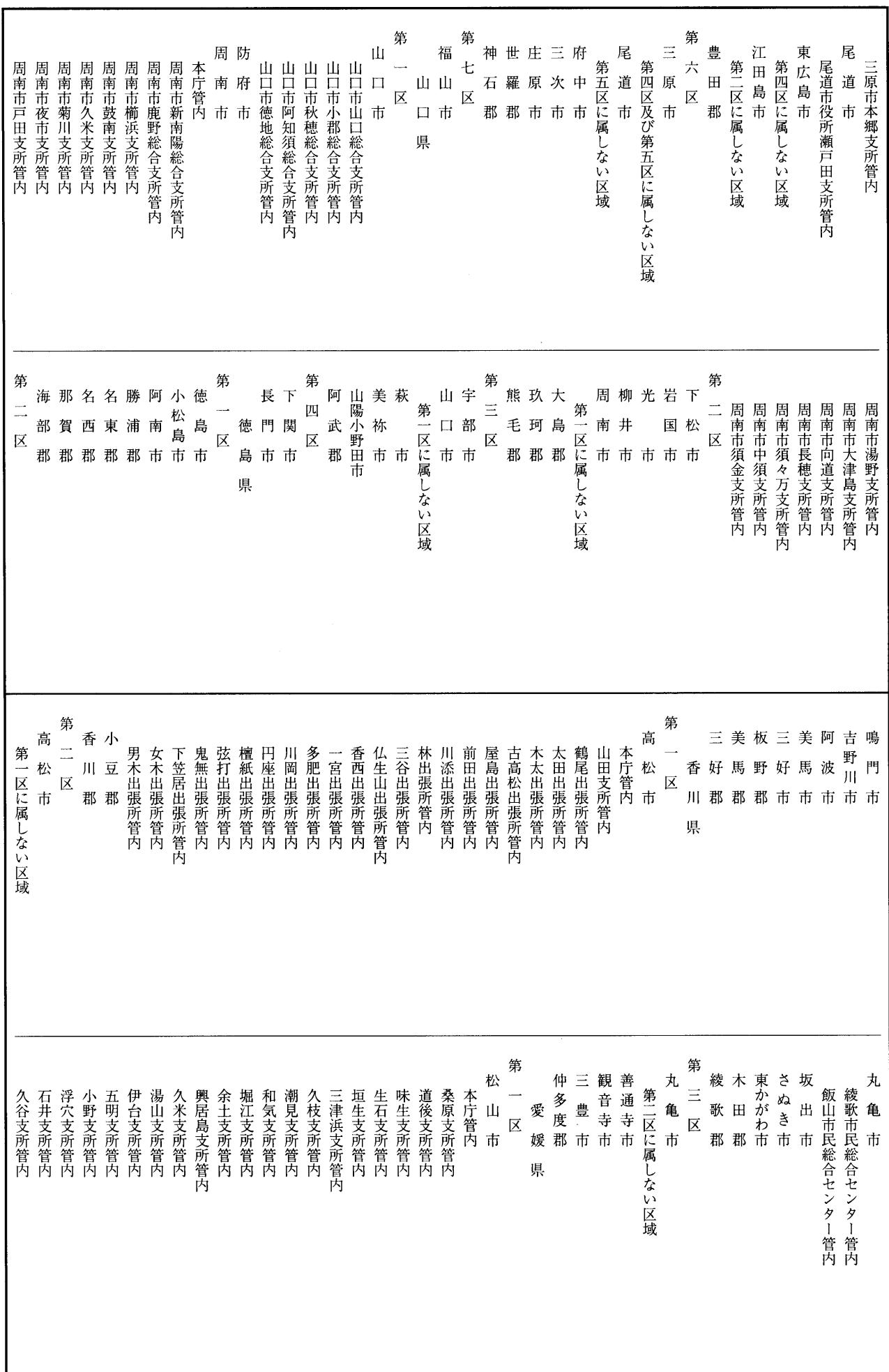
区付城二丁目、飾磨区都倉二丁目、飾磨区天神、飾磨区都倉三丁目、
中野田一丁目、飾磨区中野田二丁目、飾磨区中野田三丁目、
中野田三丁目、飾磨区中野田四丁目、飾磨区中島一丁目、
中島二丁目、飾磨区中島三丁目、飾磨区西浜町二丁目、
中野田二丁目、飾磨区西浜町三丁目、飾磨区西浜町四丁目、
中野田三丁目、飾磨区西浜町五丁目、飾磨区西浜町六丁目、
中野田四丁目、飾磨区西浜町七丁目、飾磨区西浜町八丁目、
中野田五丁目、飾磨区西浜町九丁目、飾磨区西浜町十丁目、
中野田六丁目、下手野一丁目、下手野二丁目、下手野三丁目、
下手野四丁目、下手野五丁目、下手野六丁目、下寺町、
寺、下手野一丁目、下手野二丁目、下手野三丁目、
寺、下手野四丁目、下手野五丁目、下手野六丁目、
寺、下手野七丁目、下手野八丁目、下手野九丁目、
寺、下手野十丁目、城東町京口台、城東町五軒屋、城
東町清水、城東町竹之門、城東町中河原、
城東町野田、城東町毘沙門、城北新町一丁目、
城北新町二丁目、城北新町三丁目、城
北本町、書写、書写台二丁目、書写台三丁目、
書写台四丁目、白国、白国一丁目、白
国二丁目、白国三丁目、白国四丁目、白国
五丁目、白浜町、白浜町宇佐崎北一丁目、
白浜町宇佐崎北二丁目、白浜町宇佐崎北三

八丁目、西今宿六丁目、西今宿七丁目、西今宿
在家二丁目、西新在家三丁目、西新町、西
大寿台、西中島、西二階町、西延末、西八
代町、西夢前台一丁目、西夢前台二丁目、
西夢前台三丁目、西脇、仁豊野、農人町、
南畠町、南畠町一丁目、南畠町二丁目、野
里、野里上野町一丁目、野里上野町二丁目、
野里慶雲寺前町、野里新町、野里月丘町、
野里寺町、野里中町、野里東同心町、野里
東町、野里堀留町、野里大和町、延末、延
末一丁目、白鳥台一丁目、白鳥台二丁目、
白鳥台三丁目、博労町、橋之町、花影町一
丁目、花影町二丁目、花影町三丁目、花影
町四丁目、花田町一本松、花田町小川、花
田町加納原田、花田町上原田、花田町高木、
花田町勅旨、林田町大堤、林田町奥佐見、
林田町上伊勢、林田町上構、林田町口佐見、
林田町久保、林田町下伊勢、林田町下構
林田町新町、林田町中構、林田町中山下、東
田町林田、林田町林谷、林田町松山、林
田町六九谷、林田町八幡、林田町山田、東
今宿二丁目、東今宿三丁目、東今宿三丁目、
東今宿四丁目、東今宿五丁目、東今宿六丁
目、東駅前町、東辻井一丁目、東辻井二丁
目、東辻井三丁目、東辻井四丁目、東延末、
東延末一丁目、東延末二丁目、東延末三丁
目、東延末四丁目、東延末五丁目、東山
東夢前台一丁目、東夢前台二丁目、東夢前
台三丁目、日出町一丁目、日出町二丁目、
日出町三丁目、平野町、広畑区吾妻町一丁
目、広畑区吾妻町二丁目、広畑区吾妻町三
丁目、広畑区大町一丁目、広畑区大町二丁
目、広畑区北河原町、広畑区北野町一丁目、
広畑区北野町二丁目、広畑区京見
町、広畑区小坂、広畑区小松町一丁目、広

畠区小松町二丁目、広畑区小松町三丁目、
水町一丁目、広畑区清水町二丁目、広畑区
清水町三丁目、広畑区城山町、広畑区未
町一丁目、広畑区未広町二丁目、広畑区未
広町三丁目、広畑区正門通一丁目、広畑区
正門通二丁目、広畑区正門通三丁目、広畑
区正門通四丁目、広畑区高浜町一丁目、広
畠区高浜町二丁目、広畑区高浜町三丁目、
広畑区高浜町四丁目、広畑区鶴町一丁目、
広畑区鶴町二丁目、広畑区長町一丁目、広
畠区長町二丁目、広畑区西蒲田、広畑区西
夢前台四丁目、広畑区西夢前台五丁目、広
畑区西夢前台六丁目、広畑区西夢前台七丁
目、広畑区西夢前台八丁目、広畑区則直、
広畑区早瀬町一丁目、広畑区早瀬町二丁目、
広畑区早瀬町三丁目、広畑区東新町一丁目、
広畑区東新町二丁目、広畑区東新町三丁目、
本町五丁目、広畑区本町六丁目、広畑区夢
前町一丁目、広畑区夢前町二丁目、広畑区
夢前町三丁目、広畑区夢前町四丁目、広峰
一丁目、広峰二丁目、広嶺山、福居町、福
沢町、福中町、福本町、藤ヶ台、双葉町、別
所町小林、別所町佐土、別所町佐土二丁目、
別所町佐土三丁目、別所町佐土三丁目、別
所町佐土新、別所町別所、別所町別所一丁
目、別所町別所二丁目、別所町別所三丁目、北
条四丁目、北条口五丁目、北条永良町、北条
町、北条一丁目、北条梅原町、北条口一丁
目、北条口二丁目、北条口三丁目、北条口
別所町別所四丁目、別所町別所五丁目、北
条宮の町、保城、坊主町、峰南町、本町、增
位新町一丁目、増位新町二丁目、增位本町

一丁目、増位本町二丁目、の形町福泊、的
形町的形、丸尾町、御国野町国分寺、御国
野町御着、御国野町西御着、御国野町深志
野、神子岡前一丁目、神子岡前二丁目、神
子岡前三丁目、神子岡前四丁目、御立北一
丁目、御立北二丁目、御立北三丁目、御立
北四丁目、御立中一丁目、御立中二丁目、
御立中三丁目、御立中四丁目、御立中五丁
目、御立中六丁目、御立中七丁目、御立中
八丁目、御立西一丁目、御立西二丁目、御
立西三丁目、御立西四丁目、御立西五丁目、
御立西六丁目、御立東一丁目、御立東二丁
目、御立東三丁目、御立東四丁目、御立東
五丁目、御立東六丁目、綠台二丁目、綠台
二丁目、南今宿、南駅前町、南車崎二丁目、
南車崎二丁目、南新在家、南町、南八代町、
宮上町一丁目、宮上町二丁目、宮西町二丁
目、宮西町二丁目、宮西町三丁目、宮西町
四丁目、睦町、元塙町、元町、八家、八木
町、八代、八代東光寺町、八代本町二丁目、
八代本町二丁目、八代綠ヶ丘町、八代宮前
町、安田二丁目、安田二丁目、安田二丁目、
安田四丁目、柳町、山田町北山田、山田町
多田、山田町西山田、山田町牧野、山田町
南山田、山野井町、山畑新田、山吹二丁目、
山吹二丁目、吉田町、米田町、余部区上川
原、余部区上余部、余部区下余部、六角、
若菜町一丁目、若菜町二丁目、綿町



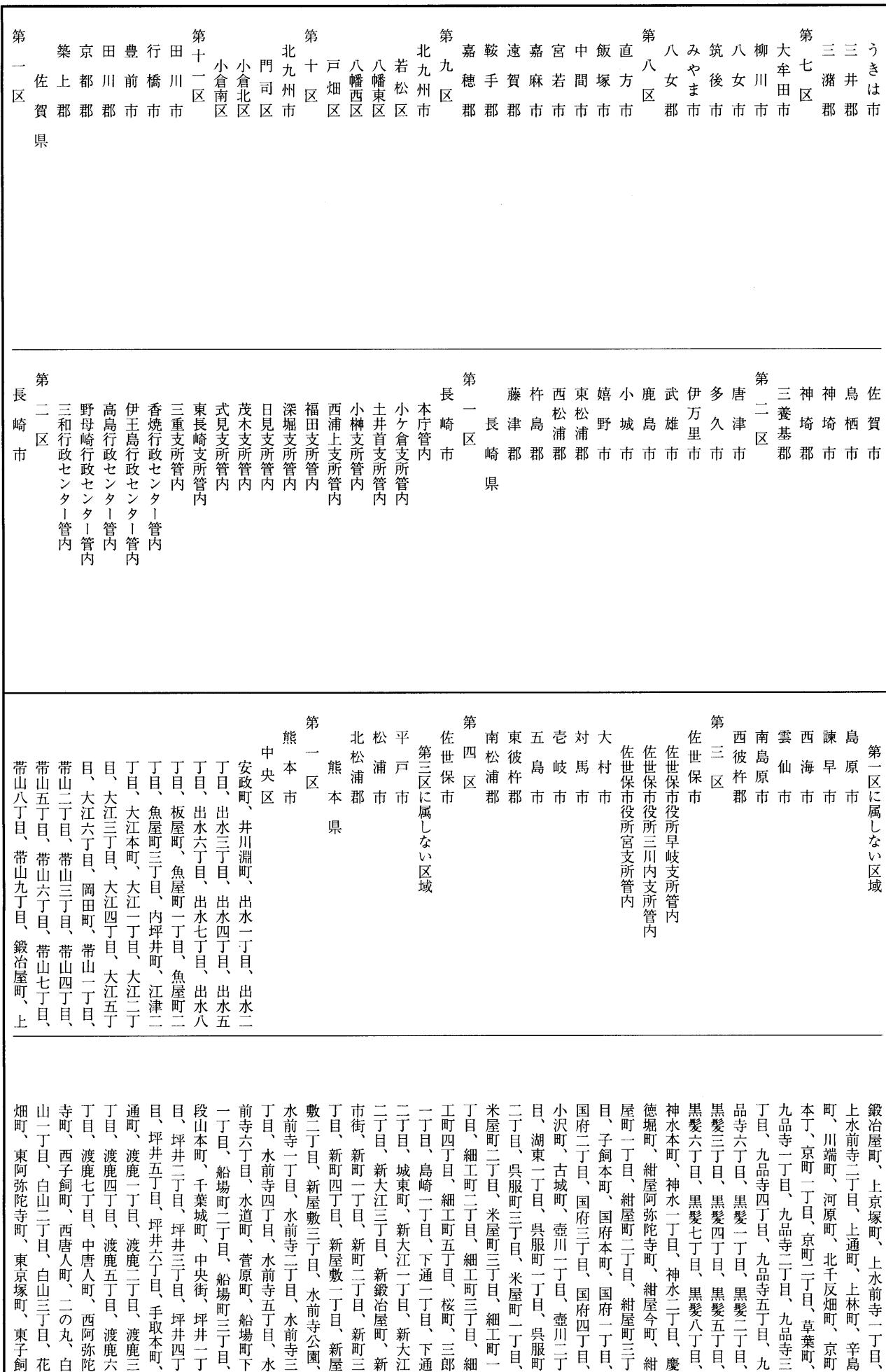


うきは市

佐賀市

第一区に属しない区域

鍛冶屋町、上京塚町、上水前寺一丁目、



町、古桶屋町、古川町、古吉町、古大工町、保田塙二丁目、保田塙三丁目、本丸、松原町、南千反畠町、南坪井町、宮内、妙体寺町、室園町、菜園町、山崎町、横糸屋町、万町一丁目、万町二丁目、練兵町、津浦町、出町、稗田町

Map of Kōchi City showing administrative divisions and districts. The map includes labels for districts like Nishi-ku, Chū-ku, Minami-ku, and Higashi-ku, as well as numerous street names and landmarks.

目、合志三丁目、合志四丁目、護藤町、
島町一丁目、島町二丁目、島町三丁目、
島町四丁目、島町五丁目、十津寺三丁目、
十津寺三丁目、白石町、白藤一丁目、白
藤二丁目、白藤三丁目、白藤四丁目、白
藤五丁目、砂原町、錢塘町、田井島一丁
目、田井島二丁目、田井島三丁目、田迎
町大字田井島、田迎町大字良町、田迎一
丁目、田迎二丁目、田迎三丁目、田迎四
丁目、田迎五丁目、田迎六丁目、近見町、
近見一丁目、近見二丁目、近見三丁目、
近見四丁目、近見五丁目、近見六丁目、
近見七丁目、近見八丁目、近見九丁目、
土河原町、鶯町一丁目、鶯町二丁目、中
無田町、並建町、野口町、野口一丁目、
野口二丁目、野口三丁目、野口四丁目、
野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、
島口町、八王寺町、八分字町、浜口町、
日吉一丁目、日吉二丁目、平田一丁目、
平田二丁目、平成一丁目、平成二丁目、
孫代町、馬渡一丁目、馬渡二丁目、美登
里町、南高江町、南高江二丁目、南高江
二丁目、南高江三丁目、南高江四丁目、
南高江五丁目、南高江六丁目、南高江七
丁目、御幸木部町、御幸木部一丁目、御
幸木部二丁目、御幸木部三丁目、御幸西
無田町、御幸西一丁目、御幸西二丁目、
御幸西三丁目、御幸西四丁目、御幸笛田
町、御幸笛田一丁目、御幸笛田二丁目、元
御幸笛田三丁目、御幸笛田四丁目、御幸
笛田五丁目、御幸笛田六丁目、御幸笛田
七丁目、御幸笛田八丁目、無田口町、元
三町、元三町一丁目、元三町二丁目、元
三町三丁目、元三町四丁目、元三町五丁
目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁
目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁
目、八幡七丁目、八幡八丁目、八幡九丁
目、八幡十丁目、八幡十一丁目、良町一
丁目、良町二丁目、良町三丁目、良町四

挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)の公布の日から起算して一月を経過した日(次条及び附則第三条)に改める。

附則第二条中「新公職選挙法の規定は、」を「第二条の規定による改正後の公職選挙法(次条において「新公職選挙法」という。)の規定は、衆議院議員の選挙については」に改め、「から」の下に「衆議院議員の選挙以外の選挙については一部

施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について「を加え、「及び次回」を、「次回」に改め、「の選挙」の下に「及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)」を加える。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の二条を加える。

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)

第三条 新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十五年三月二十八日(以下この条において「基準日」という。)現在によつたものであつて、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたつて市町村(特別区を含む。)の境界変更(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。)があつたときは、一部施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由
衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年五月十三日印刷

平成二十五年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P